

令和5年3月6日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

令和5年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君

選挙管理委員会事務局長  
監 査 委 員

中 條 宣 之 君  
丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 主 査 清 水 啓 貴  
次 長 熊 谷 直 美

---

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 3 月 6 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 1 号 松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について
- 〳 第 3 議案第 1 号 松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 2 号 松島町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 〳 第 5 議案第 3 号 松島町情報公開条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第 4 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 5 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 6 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第 7 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等職員退職手当組合規約の変更について
- 〳 第 10 議案第 8 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 〳 第 11 議案第 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 〳 第 12 議案第 10 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 8 号)

- 〳 第13 議案第11号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 〳 第14 議案第12号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 〳 第15 議案第13号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 〳 第16 議案第14号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）
- 〳 第17 議案第15号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）
- 〳 第18 議案第16号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 〳 第19 議案第17号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）
- 〳 第20 議案第18号 令和5年度松島町一般会計予算
- 〳 第21 議案第19号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算
- 〳 第22 議案第20号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算
- 〳 第23 議案第21号 令和5年度介護保険特別会計予算
- 〳 第24 議案第22号 令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算
- 〳 第25 議案第23号 令和5年度観瀾亭等特別会計予算
- 〳 第26 議案第24号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算
- 〳 第27 議案第25号 令和5年度松島町水道事業特別会計予算
- 〳 第28 議案第26号 令和5年度松島町下水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

ここで、暫時休憩に入ります。

議運を開催します。303号室にお集まりください。

休憩します。

午前10時01分 休 憩

---

午前10時30分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

傍聴の申出がありますので、お知らせします。-----です。

---

---

日程第2 議員提案第1号 松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第1号松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議員提案第1号松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第1号 松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第1号松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

ここで、執行部より、議案の訂正したいというものの申出がございます。発言を許可します。千葉総務課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） それでは大変申し訳ありませんが、議案の第1号松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての議案について、さきに配付しました別紙の資料のとおり、訂正方よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） ここで議長として、今後、このようなことが二度とないように注意を申し上げたいと思います。よろしく願いします。

それでは、提案説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

- 7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私からは1点であります。

同法律は平成19年に制定、公布され、松島町の条例としては平成27年の条例で制定されているわけです。今回、この個人の権利、利益を保護することを目的とした松島町個人情報保護条例に対して、これまでどの程度の開示請求の請求が行われてきているのかといった点をお伺いしたいということ1つ。また、その開示請求に当たって、個人情報の保護審査会の開催というのは、これまでどのくらいの開催頻度で来ているのかというところを、ちょっとお尋ねしておきます。よろしく願いします。

- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） ご質問にお答えしたいと思います。過去5年間については、この個人情報保護審査の請求の開示請求というのはございませんし、それに伴っての、なかったということもありますので、審査会の開催もございません。ただ、当初の条例制定のところま

ではちょっと確認できていませんが、少なくとも過去5年間においてはなかったということでございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。次に、質疑者ございますか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。今回の条例制定ですけれども、これについては、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律ということにおいて、個人情報保護に関する法律の一部改正が行われてきていると、こういう中身であります。その過程において、いわゆる匿名加工情報ですか。こういう措置を講ずれば、様々な形で情報を外部に出していくということができるよう改正になっていくということになっておりますので、その点については、加工されたにしても自身の情報をやはりきちんとコントロールできる、そういうことが保障されなければいけないのではないかとこの考え方もあるわけがあります。

そういう点において、今回のこの個人情報保護関係の改正については、いわゆるプライバシー権、そういったものが保障されないということにもなりかねないのではないかと、こんな考えるわけではありますが、こうした関係法律の成立によって、今回の法制定の施行に向けた条例制定ということになるという点について、我が町ではどのように受け止めているのか。法律が制定されたから、せざるを得ないんだという立場なのか。あるいは、法整備の中にある自治体の権限を整備しながら、そういった権利を守るという立場に立つのか。そういったことについて、どんな考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、匿名で加工情報の件で話があったんですが、例えば多分、本町でいいますと色々な住民情報のデータがあって、例えばそれを、ここ3年あった、例えばワクチンの接種の人に全部送付しなくちゃいけないとか、そういったものというのは、やっぱり委託業者というか、そういったところをお願いはするんですが、それらについては当然法律に基づいての守秘義務、条例に基づいての守秘義務というものも、当然委託業者に適用されますし、あとはこの匿名加工情報については、基本的には通常では、例えば私の千葉繁雄というフルネームではなくて、それを抽出する段階に当たっては下の繁雄という氏名の名前の部分は分からないような形で加工したデータの中で、一応業務を遂行するような流れになっているはずなので、そういった意味では、そのこのところというのが担保されているのかなという思っていますし、また今、繰り返しになりますけれども、法律においても、そのこのところは民間事業者にも当然適用される法律ですので、逆に言うと、民間事業者がそれにもし反

するということであれば、罰則も当然撤去になると考えますので、現時点においてはそういうことは、きちんと第三者の事業者においても適正に行われるという考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 加工をすればなかなか分かりにくいと、そういうことなのでしょう、多分。個人名をABCで置き換えても加工だと、こういうことになるわけですが、今のデジタル社会において、データの突合したりなんなりってのは、非常に速いスピードで行われて、個人が特定される可能性も、ある意味大きいのではないかなというような気がします、私は。ただ、そういう点において、そのときに私自身が例えばですよ、この情報については情報を出してほしくないと言ったときに、それを停止することができるのかどうかという問題があるわけです。停止できるのであれば、その権利があるのであればいいんですけども、今回の法改正の中でそういった措置もできないのではないかと、こう見ているんです。

そういった問題を抱えているという点で、プライバシーそのものが守れないということにつながっていくのではないかとお聞きをしているわけです。いかがですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば、多分今のような話になってきますと、一応制度上は停止権だとかあとは訂正だとか、そういった権利。当然、法にも規定がありますので、それでもし自分の考えとちょっと違う結論になっているということであれば、情報の審査会に審査請求を逆に出していただいて、審査会の中で最終的には判断をしていただくしかないのかなと。現行制度ではそのようになっていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） そのとおりなんだろうと思います。だからこそ、その個人が停止してほしい、削除してほしいって言ったからって、簡単にそうならないのが、今回の法改正なんですよ。そこが問題だと。自身の情報について自身が管理できない結果を生み出していると。ここが大きい問題だと思うので、私はお話を聞いたわけですが、残念ながら今のお話聞いても、結局個人情報保護委員会だとか審査会だとかってあったにしても、それはそういう法の体系の中でやられるものであって、最終的な個人情報の保護がしっかり守られるという保証は一つもないということではないかなと思います。

それから、もう1つだけお伺いしますけれども、いわゆる地方自治体として、地方分権と言われてから久しいわけですが、こういうデジタル関係の一連の法整備によって、自治体の個人情報保護条例そのものが廃止をせざるを得ないと、こういうことになってしまっているわ

けです。これは自治権の侵害に当たらないのか。法律ができたなら何でもやれるのかと、こういうことにもなると思うんですよ。私はそういう意味では、自治体の自治権そのものを侵害するような法律になっているんじゃないかと、こう思うんですが、その辺についてはどう考えますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これまでの町の個人情報保護には、実施機関に議会も、そのときは入っているわけですが、中身は今野議員さんももう十分承知だと思うんですが、もともとあった町の個人情報保護条例そのものは、基本的には国の行政機関の法律に準じた内容にしていますので、そういう意味では町の独自の条例であっても、法律に基づく個人情報保護制度の運用であっても、それはひとしく担保されていると考えています。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 確かに、国から出てきたものに基づいてつくっているという側面もあるんでしょうけれども、今回の法改正というのは個人の情報を保護するということから、活用するという考え方に立って法律の整備がされているわけですよ。ですから、前は本町の個人情報保護条例にも、個人の権利や利益だったか、守るという目的がちゃんと置かれているわけですよ。ところがそういうもの、今、今度の法律ではきちんとしたものがないというのが実情ではないかなと、こう思っております。

それで参考までにお話しすると、これ、令和3年11月16日に、日本弁護士連合会から国だとかあるいは町村会長会だとか関係する団体に、地方自治と個人情報保護の観点から、個人情報保護条例の画一化に反対する意見書というのが出ているんですが、こういうものについて、本町では、町村会やなんかにも行っているそうなので、もしかすると来ているかと思うんですが、そういうものについての、意見書についての認識は持っていたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと、私の記憶としては今思い起こせないのですが、なかなかお答えはできないんです。申し訳ございませんが。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 全文、これ私まとめてきたやつだけれども、10ページぐらいある意見書になっているんですが、意見書の趣旨だけ読み上げさせてもらおうと、個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば、要配慮個人情報

やオンライン結合の規制を一律に否定したり、個人情報保護に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務づけたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす法改正の規定は、速やかに改正すべきだと、まずひとつこう言っているんですよ。

残念ながら、こういった意見に沿って法改正の見直しがされたのかというと、されていないですよ。そして、2つ目には、地方公共団体は、現時点における国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自立性を持って自らの地域における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきであると、こういう意見書の趣旨としてあるわけです。

やっぱり法律家の団体ですよ。日本弁護士連合会ですからね。法律の専門家がこういう意見を上げていると、内容になっているわけなので、私としてはこういった趣旨に基づいて、今回のこの施行条例ですか、というものも考えなくちゃならないなと思って、見せていただきましたということになります。

これまでの個人情報の廃止ということではなくて、やはりしっかりと個人のプライバシーなども含めて守れるような条例が必要なのではないかなと思ったので、質問をさせていただきました。終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 議案第1号松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例制定案は、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一環として、個人情報の保護に関する法律の一部改正を行い、個人情報の保護制度を全国共通のルールとして一元化することとなったため、法律の施行条例を制定し、本町の個人情報保護条例を全部廃止しようとするものであります。

これまで、本町の個人情報保護条例では、その目的に、個人の権利、利益の保護がうたわれておりましたが、今回の法律施行条例は、国の改定された個人情報保護法に従って行政が持つ個人情報を保護することから活用する方向へと、その考え方を転換するものであり、全国

共通のルールにすることによって、匿名加工情報とオンライン結合によって非個人情報となった個人情報を、本人の同意もなく第三者に提供し、目的外の利用を可能にするものであり、プライバシーを侵害するおそれがあると考えます。自治体行政の持つ個人情報は、公権力をもって取得をされ、申請、届出に伴い義務として提出されるものがほとんどで、これまで各自治体は厳格に個人情報の保護に努めてまいりました。介護や子育て、教育、健康など膨大な住民サービスに係る情報は、情報の宝庫であります。それを、企業のもうけなどのために外部に提供していくことが、行政としての仕事と言えるのかが甚だ疑問であります。

個人情報の漏えいは最近でも相次いでおり、集積された個人情報を基にしたと思われる犯罪なども多発しているのが現状であります。自分自身の情報がどのように利用や活用がされているのかを知る権利や情報の提供、停止、削除など、自分自身で自己情報のコントロールができる保証などが必要であると考えますが、法律にはそのような規定がありません。

また、今回の条例制定と廃止では、改定された個人情報保護法により、情報の取得や利用、提供、オンライン結合等に関する審議会への諮問はできず、諮問対象も限定されるなど役割が後退をしております。国の個人情報保護委員会に助言等を求めることも可能とはなっていますが、この委員会は地方自治体への監視と勧告を定め、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されないとか、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないと述べるなど、自治体の自主的な判断が起用される範囲は極めて狭いと考えます。

最後に、2021年令和3年11月16日には、日本弁護士連合会が、個人情報の保護に関する法律の改正に向けて、地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書を、国や全国町村会長など関係する団体に送っており、国などの機関は地方公共団体の条例制定権を尊重すべきことや、不当な解釈をもたらす改正法の規定は速やかに改正すべきであるとし、さらに地方公共団体はこれまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自立性を持って、自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきであるとしており、法律の専門家団体も納得をしていないものではないかと思いません。

以上、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と、これまでの個人情報保護条例の廃止は、個人情報の自己情報コントロール権が大きく後退するとともに、チェック機関である審

議会機能も縮小されるなど、地方自治を後退させるものであることを指摘をして、反対いたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 賛成の立場から討論参加させていただきたいと思います。本条例は、個人情報保護条例の廃止に伴い制定するもので、個人情報保護制度について、全国的な共通基準に沿った運用に必要なものであります。また、匿名加工情報の提供については、それから得るビッグデータは今後の日本の発展に欠かせないものでありますことから、賛成するものであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第1号松島町個人情報の保護に関する法律施行の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 松島町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第2号松島町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。まず、こちらの条例は必要だなというところはあるんですが、第8条で規則に定める支援金を給付することができるかと明記されているんですけども、この辺の規則が定まっているのか。定まっていなければどんな形で決めていくのかということと、その中に損害賠償金の立替えとかも含まれているのかということをお教えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当然、正式のものではありませんが、一応骨子として規則の案とい

うのは今、作成はしているところです。内容については、基本的には、支援金の給付に関する取決め事項という内容になっています。現時点では、支援金の種類としては、遺族支援金、それから障害支援金、そのほかに死体検案の費用の支援金というものを規定することで、今進めているところです。

○議長（色川晴夫君） 1 番菅野隆二議員。

○1 番（菅野隆二君） 損害賠償、加害者が捕まってしまうてもらえないというところも問題になったりするんですが、そういったところを、今のところではないという話だったんですが、検討はしているとか、そういったところがあれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 給付金につきましては、国の制度として給付金の制度がございます。そちらについては、これはやっぱりいろいろその犯罪の内容とか被害を受けた状況とか、あとは家族構成によってかなり幅があるんですが、例えば亡くなられた方に対しては遺族の方に、例えば800万円から3,000万円近い幅で支給される給付金制度があります。

ただ、国の制度は、今の菅野議員さんが言われましたように、基本的には損害を、犯罪を犯した人に賠償をするという前提が実はありまして、仮に賠償があった場合はその分相殺されて、給付金は支給されると。ただ、賠償がなければ給付金は、既定の、満額の給付金が、国としての給付金が支給されると。

町としては、あくまでこの支援金の性格としては、見舞金としての性格のものだということです。なぜ、そういう形にしているかということについては、これ全国の自治体でもそうなんですが、結局国の給付金は申請をしてから、最終的に都道府県の公安委員会で裁定、決定するんです。支給できる、支給できないというのが。そこの決定に至るまでの期間が7か月から場合によっては1年かかると。それではということで、市町村のこういった条例設定に広がりが出てきたという経緯がありますので、町としては給付金ということではなくて、見舞金としての性格の支援金にとどめさせていただいているということです。

○議長（色川晴夫君） 1 番菅野隆二議員。

○1 番（菅野隆二君） 分かりました。もう1点なんですが、第7条2項で情報提供などを行うための窓口の設置とありますが、犯罪の被害に遭うと生活や医療、住居の問題など様々な問題に直面すると思いますけれども、そのときにそれぞれの担当課が異なると、その都度説明を繰り返さなくていけないのが苦痛だということもお聞きしたんですが、この窓口というのは、相談や問合せに対応する一本化した総合的対応窓口の設置という認識でよろしいでし

ようか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 原則はそういうことにはなるんですが、現時点においても例えばDVであれば福祉部局だとか、いろいろ専門のセクションが逆にあって、ただこの条例の犯罪等の定義としては、広い意味では犯罪全般になってしまうんです。だから、支援金の対象の犯罪と、例えば相談だとか、あとはいろんな支援をしていただける団体とか機関に対してつないであげるだとか、そういったものについては全般的なものが結局対象になってきますので、直接もし担当部署に行かれればそれはそれでいいんですが、うちに来ていただければ、逆に担当部署の担当の方に来ていただいて、なるだけ相談に来られた方の二度手間にならないようにしていきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私からは、犯罪被害者等基本法が平成16年に法律第161号によって公布され、施行され今日に至っているということではありますが、年数を数えるとざっと20年経過しています。今回、条例の制定をすることとした町側としての、捉えている、何ていうか、背景というのか、考え方としてどのようなものをもって今回の条例制定に至っているのかというところ。

端的に申し上げますと、近隣の自治体と県内情勢とか、あるいは再々この犯罪に関しての支援関係はテレビ報道等を行われた関係もあって、そういった機運も含めて近隣市町等の動向も念頭に置きながら、我が町としても速やかに条例制定に行かなければという判断に至ったのかどうか。その辺の確認です。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当然、条例の目的にあることがまず第一なんですが、今言われましたとおり、県内の状況であれば、新聞にも載りましたけれども、仙台市さんを除いては、この3月末までには全ての市町村で同様の条例が制定済みになりますと。全国的には大体4割弱の制定にはなっているんですけども、やはりいろいろ警察署さんからもこれまでに至るいろんな経緯を聞きますと、やっぱりある自治体で例えば犯罪の起きたときには補償がなかったり、ある自治体では補償があったりだとか、支援金の制度があったり、そういったばらつきがやっぱりあったと。それはやはりこういった犯罪を受けた方というのは、様々な心的ストレスを抱えていますので、そういった意味でできるだけ速やかに、少しでも手当てができたらいということ、こういう制度ができた、できてきたという趣旨も踏まえて、町

としてはやはり条例制定をすべきだなということで、今日提案するに至ったわけですし、提案するに至っては、塩釜の2市3町の中でも、同じ警察署管内ということもありますので、内容をいろいろ協議をさせていただいて、基本的には統一をする方向で条例を一応整理させていただいています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 今の話で、新聞報道で県内の自治体、仙台市を除いて全部が年度内に制定するという話は聞いている中で、被害者の様々な軽減が図られていくか大変期待はしているんですが、その中で支援金の給付に関して今、先ほど3種類、遺族支援金等ありましたよね。その中で、その障害に関する支援金、この障害という、何ていうんですか、定義というか、どこまで障害、障害はどこまでなのかという、そういうのがあるのかどうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 障害の定義につきましてはまず1か月、今うちで考えているのはもう全国的なものに倣って考えていますので、それでいうと療養期間が1か月以上と。3日以上病院に入院しますよというものが、一応この支援金の対象のところという障害支援金というものの定義になっています。ただ、例外的に例えば精神疾患を伴う場合、例えば療養期間1か月以上ありました。ただ、入院はしていないんですけれども、3日以上仕事にも行けませんでしたということであれば、その場合は一応障害支援金は給付するというので、今整理をしているところです。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。そこで先ほど国からの支援が7か月から1年ぐらいかかるということで、大分時間かかる中で、今回見舞金という形で給付になるんですが、この条例制定している全国的な自治体見ますと、支援金とは別に貸付けを行うところも何か所か拝見させていただきました。それは、無利子だったり据置きだったりという、償還などはそれほど多くありませんが、被害者にとっては大変これも、貸付けというのは大変ありがたい制度だと思うんですが、当町に関しましてそういう考えがあったかどうかという、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そこまでは、正直考えておりませんでした。ただ、今、こういう話

も聞きましたので、今後いろんな自治体の制度というのは、引き続き調査、研究させていただいて、今後の参考にさせていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） お願いします。こちらに関しまして、やはりこの中でもうたっています町民及び事業者の理解を深めるような広報啓発活動を行うということですので、そこはしっかり啓発活動に力を入れていただいて、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですね。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって議案第2号松島町犯罪被害者等支援条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 松島町情報公開条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第3号松島町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番米川議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川でございます。こちらの条例が制定されたのが平成13年ということで、20年超改正されておりました。まずもって、今回改正に至った経緯についてお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一番の改正の経緯は、情報公開が町民に限定しておりました。ただ、今日の社会の状況を踏まえますと、それはどうなのかなということで、個人情報保護法でも

そうなのですが、何人ものということで全ての方を対象にしていますので、それらとの整合を図ってというのが一番の目的です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） まず、経緯については分かりました。条例改正案を見、真っ先に思ったのは昨年の10月ですか、中体連による経費徴収のことで報道等ありまして、それで今回、条例改正の議案が上がっているわけですが、実際のところそういった中体連に限らず、そういった事案の影響を受けて、それが経緯となって今回の改正を提示されているのか。あるいは、それが直接的な経緯でなかったとしても、そこから何か波及して今回改正を提案されているのか。あるいは、いやそうではない。あくまで、町として積極的に必要性を感じて改正したいですということなのか、そのあたり、お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほどの答えと多分重複してしまうんですが、今の答えを言っていた中で、町としてやっぱり積極的に、やっぱり全ての方に情報公開を広げたいということでの趣旨が一番になります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。これからも、町の条例が改正が必要となれば、今後も積極的に改正を検討していただければと思います。

最後に、ほかの市町でも、この条例の改正を検討していると思われませんが、まだ改正に踏み切っていない市町の中には、情報を公開するに当たってそれにかかる費用が町の負担であることがネックであったと、そういうこともあったと認識していますけれども、情報公開、外部の方へ情報を公開するに当たって、あの費用が発生するとか、そういったところは検討済みかと思いますが、そのあたり詳しく教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、県内の他の自治体の状況に関しては35市町村、宮城県入ると36ですか。その中で、現時点で私が知り得る範囲では、3つの自治体においては町民に限定、今でも継続していると。それ以外はもう何人ものということになっています。

その理由は、特に通常は公開そのもの、例えば閲覧するのに費用がかかりますかって、これは無料になっているはずなんです。今の町の情報公開条例でも無料としていますので、一般的には無料というのが一般的な取扱いです。ただ、例えばその写しが欲しいとか、コピーです、要は。その場合は費用負担を取るのが通例になっているということです。ですから、

何人にも改正していない市町村の理由については、費用ということではないかと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ちょっと私の認識が違ったかもしれませんが。町民であっても町民でなくても、情報開示手数料の基本無料と、それを把握しておりますが、今まで町民に限定したものを外部の方にも情報公開することで、町としての費用負担が新たに発生するかどうかだけ、最後確認したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 手数料を取るか取らないかということであれば、取らないです。多分、今言われているのは、実際に、例えばその閲覧するに当たって、当然時間もかかりますと、量が多ければ時間もかかって人も必要なのでそういう意味で費用がかかっていますと。かかっていますが、ただ手数料は無料ですということと理解していただければと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか、ほかに質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。1点です。町の今回の条例改正関係なんですけれども、町としては法制執務担当の担当者数名おられて、当然顧問の弁護士さんとか、そういったところに相談したり、あるいは指導官庁たる県とか場合によっては法務関係の部署、そういったところといろいろ協議を詰めながら、今回の条例の制定議案までこぎ着けているんだろうと思いますけれども、そういった流れについて一通り、チェック機能も含めてですけれども、お話しいただければと思います。

今回、たまたまこの情報公開条例が上がってざっと見せてもらうと、これ新聞報道にもあってしまったからですけれども、当然こういったところ私どもも再度めぐり返していますけれども、そのときに町のそういった法制執務担当の方々が、町の例規集に掲げてあるこの分厚い書面等を含めてですけれども、全部一々チェックをかけるんだろうなと見ているわけです。すると、該当する事項が、たまたまこの情報公開中の最終のページ、説明資料の最後に第2項として議会の政務活動費の部分についても触れて、今回改めるということとありますから、そういったことも踏まえてみると、どういった対応で今回また臨んでおられるのかなということを、確認の意味で聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 当然、この条例改正によって影響を受ける例規がどれぐらいあるか

というの、検索かけますので、それでもって今回条例として出てきたものが、この附則第2条関係のものであるということです。あとは、内容の改正に当たっては、今回デジタルデータも追加していますが、やっぱりほかの市町村の条例なんかもこう見比べながら、社会情勢に合った内容で一応改正の内容を整理させていただいたということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、あくまで自前的にというか、町内でのこういった法科関係に詳しい職員等でチェックを入れたりとか、あるいは担当としての総務課自体が、そういったことをもって他の部署から上がってくる条項をチェック入れて対応するとか、そういうことで今回対応してきているということの理解だということによろしいわけですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そのとおりです。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。13番高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 確認なんですけれども、これは町民の方々に今までの開示請求で、条例改正になれば、全ての方に開示の請求権があるということでございますけれども、この請求に当たって窓口での対応が、申請する場合窓口対応になるのか、それとも全国的に全ての方が開示するという事ならば、申請に当たってはメールか何かでのそういった申請もできるのか。もちろん、閲覧とかなれば必ず窓口に来なきゃいけないでしょうけれども、その辺のちょっと確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 現時点では、窓口にさせていただいています。というのは、ものが特定できない場合があったりするものですから、一方的に送られてきた場合に、ちょっとどうしてもその電話とかだけでは確認できなかったことがあったりするもので、これまでは窓口対応でさせていただいています。ただ、今後については、今、いろんな手法がありますので、そこは検討していきながら、なるべくその申請の幅は広げていきたいと考えています。現時点では窓口の対応にさせていただいています。

○議長（色川晴夫君） 13番高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） やっぱり、お話があったとおり、窓口対応ということなんですけれども、やっぱり全ての方となって、なおさらデジタル化ということで行政を進めていけば、そういったメールでの受付も詳しくできるような体制になれば、それこそ全ての人に公開というこ

とも開かれるのかなという思いで、今、質問させていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか、ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第3号松島町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

11時25分再開したいと思います。

午前11時17分 休 憩

---

午前11時25分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

---

日程第6 議案第4号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第4号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第4号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第5号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

- 7番（赤間幸夫君） 私からは、条例に関する説明資料の2ページ、上の第7条の3第1項から第2項、記載あるわけですけれども、とりわけ（2）の送迎用自動車にはブザーなど乳幼児の見落としを防止装置を備え、これにより所在の確認を行わなければならないという項目に関してなんですが、昨年来ここ2年、特に夏場の暑い時間帯に、子供さんが車の中に置き去りにされてしまって痛ましい事故、事件等が発生しているわけでありましてけれども、今回は条例の改正ではありますけれども、そういったところについての町側の介入の仕方として、これまでこの間どういった関わりを持って、場合によってはテレビ報道なんかを見ていると、子供にクラクションのところに腰かけたりなんざりしてこうやって鳴らすんだよという姿なんかも認めるわけですけれども、そういった点も踏まえて、町側の介入の在り方、ちょっとお聞かせいただけたらありがたいんですが、どうでしょうか。

- 議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

- 町民福祉課長（安土 哲君） 今回の松島町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める基準等の一部改正につきましては、今、議員お話がありましたとおり、昨年9月に起きた園児のバス置き去りにおいて死亡があったと。それを基に、今回国の安全基準を定める法律によりまして改正になっております。

町においてはどうかと申しますものは、実際に保育所であれば、親の送り迎えが原則となっております。また、今回設けられています家庭的保育事業等は、松島町には今のところ存在しないというところで、あった場合に定めております。よって、これまでそういった送迎バス等の制度がないことから、そうした検証等を行っていない状況でございます。

以上です

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、答弁お伺いしておよそ理解するところでありますけれども、この3月末頃にはようよう認定こども園とか、そういったものが開園していきます。お子さんの送迎は基本的に親が責任を持つてということではありましようが、小学校低学年だったりしてあるいは若干体に不自由を帯びているお子さんだったりした場合に、そういったところの対応についてもやはり、地域の皆さんもさることながら、その園側の受入れ体制も含めて十分配慮された対応をしなければいけないと、これまでの経験値が生かされた対応で、なおかつこういう法律が生きたものという形になっていけるよう、町でもそういった指導監督関係も含めて、十分配慮いただければという思いで質問させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁はよろしいですね。ほかに質疑ございますか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。第6条の2安全計画の策定等、それから第12条の2業務継続計画の策定等とあるんですけれども、これは町の職員の方が作成されるのですか、それともどこかに業務委託などするのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 例えばなんですけれども、この家庭的保育事業等の事業者が自らの計画を策定しまして、こういった事業者が松島町にできたとした場合は、町が認可する立場にありますので、そういった確認を行い、満たされるかどうかの確認を行うこととしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。子供の環境の危機管理をすごく心配しております。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第5号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8 議案第6号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第6号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第9、議案第7号から日程第11、議案第9号までは、規約の変更に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることに決定しております。よって、関連がありますので、質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。質疑については、一括議題とする旨を決定しまし

た。

---

日程第 9 議案第 7 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 8 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第 11 議案第 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（色川晴夫君） 直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第 7 号から議案第 9 号までの討論、採決を行います。

議案第 7 号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についての討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 7 号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第 7 号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第8号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会の共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第10号 令和4年度一般会計補正予算（第8号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第10号令和4年度一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。まず最初に、主要事業成果説明書の1番目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費ですが、全34事業中28事業を補正する。大体、減額補正なんですけど、その中でも金額の大きい、特に松島は笑うがお得商品券発行事業補助金。私の記憶ですと、期間ですか、そちらが短かったような感じがするんですけど、こういう減額補正の理由とかを分析して次の施策に生かすというような対応にな

るのでしょうか。その点、お伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今まで、商品券とかクーポン券とか実際に実施した経緯はあるんですけども、こういった商品券等については、最初の出だしの2週間が勝負かなと分析しておりました。期間が長ければ長いほどいいのかという、お問合せもなんでしょうけれども、なかなかそうも言い切れない部分があるのかなとは分析しておまして、次回、もしこういった商品券の事業があれば、今の議員さんのお話も参考にしながら、その期間等定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 課長の今の答弁だと、販売の期間のあれじゃなくて、私考えているのは使う期間。やっぱり、年度事業なんでこの3月いっぱいまででしょうけれども、たしか1月17日まででしたよね、たしか。だから、ちょっと短いなというのが聞こえてきて、あと以前のこういう商品券でもあったんですけども、町内業者とそれ以外の大型店とか今回も分けたと思いますけれども、正直、町民の方々から聞こえてくるのは、町内業者に限定されたのが使いづらいみたいな話もあるので、そういうのを課長に届いていますか。今の話でも、次回にもいろいろ考えているということだったんですが、その辺の答弁お願いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと昔は、もうどこでも使える商品券ということで取り扱ってはいたんですけども、やっぱりどうしてもいわゆるその大型店舗に集中してしまうというようなことも、議会からもちょっとご意見いただいた経緯もありますし、やっぱりいろいろ分析してみますと、やっぱり何でもかんでも対象にするとこうなっちゃうんだなという現実がございましたので、町民の声もいろいろ聞こえてはくるので、次回もしある場合、そういう意見も参考にしておきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 分かりました。ぜひ、町民が使いやすいような、たまた商品券を発行するようなことがありましたら、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、本当にこのコロナ対策の交付金等補助金、大変ありがたいと私自身も、町民の方からも、そういう声は聞きます。その中でも、燃油高騰対策、燃料券配布、1世帯5,000円だった

と思うんですが、補正で結構163万円の減額ということで、これはテレビ、我が町に当てはまるかどうか、それでちょっと質問したんですけれども、別にそんなに自分自身収入あるので、一律なので私は受け取らなくても使わなくてもいいというような、テレビでたしかそういう方がいたような気がしたんですけれども、今回の補正で163万円の減額というのを、どのように受け止めているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） いろいろちょっと分析はしてみたんですけれども、まず1つに宛先不明というのが、結構ありましたというのが現実的にありまして、今実際、議員さんが今お話ししました、いや、私は結構ですというのも、商工会さんにはもしかしてあったのかもしれないんですけれども、実際ちょっとうちらほうにはあまり聞こえてきませんでしたので、一番の要因は宛先不明云々というのが一番多いのかなというは分析しておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） やっぱり理由は聞いてみないと分からないものですね。私はそういうのは少ないのかなと思ったんですけれども。

では次に、同じく説明資料の中の2番でため池で、また太田課長に行っちゃうと思うんですけれども、防災重点農業用ため池、今回7か所ですか。これまでもため池のことで不幸にして亡くなられた方があったこともありまして、ため池にネットをとということだったんですが、どうしても予算的なことで年1か所ぐらいしかできないというような、その当時の課長さんの答弁あったと思うんですけれども、今回この7か所できたというのは県の補助があって、それでということだと思うんですが、そのときに大体150か所ぐらいですか、町内にあるというようなことを聞いたので、それは太田課長じゃなくて赤間建設課長なのかな、今度。今回7か所ということだったんですけれども、この防災重点農業ため池というのは、町内にはあとどれぐらい残っているものでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） すみません。うちらほうなのでお答えいたします。防災重点農業用ため池については町内では19か所ありまして、既にフェンス設置しているところは10か所ということになります。そして今回、10か所のうち7か所つけるというような、すみません、設置していない9か所のうち7か所設置というようなことになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） これ、本当に聞いてみないと分からないもので、これでそういう事故等  
はなくなるんじゃないかなと思っております。取りあえず以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業のナンバー2でござい  
ます。新規テナント出店応援空き店舗リノベーション助成事業であります。あまりにもこ  
れで実施件数が少なかったように見受けられますけれども、問合せ、申込み件数が何件あって、  
実際何件実施したのかをお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらにつきましては当初予算計上させていただいたときに  
は5件、5店舗を予定しておりました。実件数といたしますと1店舗、1件でございます。  
これ申請受付の段階ではこの実施された1店舗のほかに6件、相談案件がありました。しか  
しながら、空き店舗の所有者の方と契約の合意に至らなかったという経緯がありまして、今  
回のこの事業期間内では断念したいということの申入れがありましたことから、5件分補正  
で下ろさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この店舗、この事業を提案されたときに、空き店舗があるにもかかわらず、我が町では、現状貸してもらえないのではないのかという指摘をさせていただいたんで  
すけれども、そういった感じで事が進まなかったということもあるのかなと思うんですが、  
そこら辺はどうだったんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 議員おっしゃるとおり、確かに空き店舗等、外から見て空き  
店舗なんですけれども、中には先代の方、お父さん、お母さんが営んでいた店の面影がある  
ので触ってほしくないんだとか、そういったこともありまして、私も不動産屋であったり大  
家さんにご相談に直接伺いましたが、最終的に貸していただける契約には至らなかったとい  
うところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） やはりこれも前回指摘したんですけれども、こちらに移住してきてもら

うという条件で、その方が直す、イノベーションするという形だったと思います。それじゃなくてやはり、貸す側もそういうイノベーションという形があれば、もっともっとそういう使いでがあったのかなと思っております。ぜひとも、次回そういうことがありましたら、ぜひともそこも考えていただきたいと思います。

なおさら、そのときの説明の際に、メディア等への記事の掲載というのをを行うということがございましたけれども、そこら辺の宣伝というのはどういった感じで行っていたんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらについてはメディア、新聞紙にも掲載していただきまして、あとは県内の雑誌にも広告等を出して、周知を図っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それはどのぐらいの機会やったんですかね。まず、年の初めに多分あったと思うんですけども、それが行われていないならば、何回かというのを定期的にやったのかどうか。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、予算取得した直後に新聞に掲載をお願いしまして、それからちょっと時間を空けて県内の紙面、あとはフリーペーパーにも記事掲載をお願いしています。それは1か月置きに3回アタックしているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できればそういうやつを何回かやっていただいて、数多くやらないとやはり皆さんに浸透しないということもあるでしょうから、そういうことも続けてやっていただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかがございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 私からは、主要事業説明資料の2と3、それぞれ使わせていただいて質問させていただきます。まず、2の農村地域防災減災事業についてなんですけど、先ほど来、高橋議員が質問されて話向きは大体分かりました。それで、19か所の位置づけとそれ以外の農業用ため池というのは数多く存在しているんだろうなとは思っているんです。町内には。

この都道府県知事が指定したものとなっていますけれども、これはどの時点で、どういう申請で都道府県から、何ていうの、指定されてこのような運びになっているのでしょうか。というのは昨年、大雨水害が7月15、16日ありまして、私ども住んでいる地域、桜渡戸と初原地域、特にですけれども、これにかからないため池も大多数存在しておって結構被害を及ぼして、被害を受けている状態なんです。下流域側で土砂流出等も含めて。そういった点での考え方というか、捉える点をちょっと説明いただけたらありがたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 防災重点ため池につきましては、指定の要因となるものが人家に大分影響してくるとか、公共施設が影響してくるといったようなところで、重点というところはそういったところでの位置づけで指定されているというところになります。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 基本的には人命第一という考え方で、人家等がそのため池を取り巻く環境、地内に存在しているの対応だということですがけれども、これはあくまで町側が県等に申請して対応するということになりますか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） こちらは町側の申請ではなく、県側が独自調査でこちらを指定しておりまして、説明会の際には町も入って、住民の相談に乗っているということになっています。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、同様なケースになるのかな、松島町の至るところ、二百六十何か所ほど急傾斜地崩壊区域と指定か所があるわけですがけれども、これも町側というよりも、県の側でその管轄として、上空をあるいは地権者1筆1筆調査されて、おとしだったかな、やっているんですけれども、そういったことと同類の捉え方で指定されたりしているというこの理解なんですか。そういうことですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 災害警戒区域を県側で独自に調査を行いまして、地形データ等から基礎調査を行って、その結果を各住民にお知らせしているということで、その際にも町で説明会等に入らせていただいて説明を行うということなので、そういった面では同様な形での進め方となっております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ここまで質問に及んでいるのは、昨年、特にですけれども大雨水害等で被災された方の中で、どうも自分の意思と違って県側が指定されておるようだ。実際被害を受けてみると、それを、被災件数が急傾斜地関係だと、特に5等以上だと対象にはしませんが、それ以外だと個人で対処してくださいという話になると、とても経済的な対応ができかねるということで、その場合に町が介入していただけたらありがたいのだがなというお話をもらったりするものですから、それをちょっと確認の意味で聞かせてもらいました。

直に、この場合仙台土木事務所に足運びして、その実情を訴えながら対処していただくというスタイルがいいのか、町も一緒になってその場合は同行しながら、その推移を見ながら町のいわゆる行政対応として、サービスの在り方として、一緒にお話の介添えというんですか、させてもらってもいいんですよという話なのか。その辺ちょっと確認だけしておきたいんですが。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 確かに、土砂災害警戒区域とかため池の影響があって被害に遭った箇所が、相当数あったことは聞き及んでおります。また、土砂災害警戒区域以外の場所でも崖崩れが起こっているという状況も、町でも踏まえております。その際に、いろいろ原則としてはやはり土地所有者の方が行うということが原則にはなるんですけども、町としてもできる限り相談に乗らせていただいて、例えばあの災害当時で言えばボランティアセンターの活用を促して、土砂の撤去とかしていただいたりとか、そういったことで相談等には乗らせていただいてたというところではございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ありがとうございます。今後、また同様なケースが発生した場合には、速やかに私も現地に赴きながら、調査したその結果も踏まえて相談に乗りながら、町側に連携を取らせてもらったり、あるいは県の機関に連携を取らせてもらったりということをやちょっと念頭に置きながら行動を取りたいなという思いをいたしました。

それから、3つ目でありますけれども、この、主要事業説明の中の根廻・初原線道路整備事業、今回上げてくださっているんですが、補正前で委託分に計上した初原側の部分が、そっくり幡谷側の道路整備の工事請負に振り替えているような捉え方で見られるわけなんですけど、その辺の捉えでいいのかどうかと、今後のトータルスケジュールにその辺が影響を来してくるものかどうか。正直申し上げて、県の道路公社さんの事業との関わりで、まずは一旦こう

いった形で進めさせていただくんですよという話なのか。その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 根廻・初原線についてですけれども、一旦初原地区の委託料を減額させてもらっております。こちらについて、委託、その分全額ではないんですけれども、補助事業で対応できる分を、根廻地区の工事のほうに振り向けているという形になります。

事業ですけれども、区画整理事業の工事が、令和5年度、6年度、7年度ということで計画しているという形なんですけれども、町の工事としましては、根廻地区の工事を令和4年度繰越しになりますが、令和4年度繰越と令和6年度分の工事費を充てまして、令和6年末には完成させたいということで、区画整理の完成の前にそちらを供用開始できればと考えております。

あと、初原側になりますけれども、こちらは一旦事業費から下ろさせていただきましたが、三陸自動車道の松島大郷インターチェンジの部分の計画の検討がまとまれば、また改めまして委託料を計上させていただきたいと考えております。宮城県道路公社等の話の中では、こちらのインターの集約計画も早急に進めると考えておまして、こちらも来年度になりますけれども、4月以降にいろいろ住民説明会等も開きながら、早急に位置決定していくということでありますので、遅い時期にはならなくて、最低でも6年、5年度末、6年度頃には設計スタートしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） どうか、実はどこの行政区もそうなんでしょうけれども、この2月後半から3月いっぱい、あるいは4月の頭にかけて区会等の総会開かれているわけなんです。やはり、初原区としては、こういった事業がまず地元住民の関心事になったりするわけなのでその分の動きを、やはり知り得ている情報として差し障りない範囲で変更なんか来さないように、確かなところのお話を求められたりもしますからね。その辺を今、説明いただいて大体、私の持っているスケジュール範囲で内輪で終わる分にはいいなという思いでありますので、聞かせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 歳入で、地方交付税ですか、8,147万5,000円ほど増額補正ということで、国の2次補正か何かで補正されたと、こういうことだろうということなんです、結構この

年度末に来て大きい補正なんだなと思っております。實際上、この基準財政需要額と収入額との関係で見たときに、地方交付税トータルでどういう関係になっているのかなと思っていくんです。多いのか、少ないのかです。言ってみれば、需要額と収入額との関係で、地方交付税の交付というものはある程度算定されるわけなので、今回このような8,000万円を超える補正がされて、そのバランスっていいですか、どう見ているのか。これ、国は多分、税収が余計になったから交付するんだということなのかもしれないんだけど、受ける側としてはこの地方交付税の額というのが、正当に評価されたものになるのかどうかということも含めて、どうなのかと、今回の補正というのはどういう内容なのかということをお聞きしたいなと思ったんで。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） また、先ほど今野議員さんおっしゃったように、今回、国の令和4年度補正予算にて、国税収入の増額ということに伴って、地方公共団体が物価高騰、また経済再生実現のための総合経済対策ということに併せて、独自の地域経済対策を円滑にできるよう地方交付税が、国全体で約2兆円増額されたところでございます。そのうち約4,700億円分が令和4年度の普通交付税として追加されることに伴い、本町の追加分としては普通交付税の調整額の復活ということでございますが、こちらについては7月本算定で、通常、先ほど言われた基準財政需要額から基準財政収入額を引いた部分が普通交付されますが、国の予算の関係で計算式がございまして調整されて、300飛んで8,000円減額になっているということで、この300飛んで8,000円の調整額の復活と、もう1つ併せて令和4年度限りとして基準財政需要額の費目に臨時経済対策債の創設ということがございまして、そちらで7,846万7,000円ということで、合わせて8,147万5,000円の追加交付がなされたところでございます。

こちら、臨時経済対策債ってどうやって計算するのやということですが、毎回同じような答弁にはなるんですけども、算定の基本としては、人口また事業者数、1人当たりの各産業の売上げとか人口増減率、年少者人口の比率、出生者など、国の定めた計算式で複雑な形で算定しまして、7,846万7,000円ということが7月の算定に基準財政需要額にプラスということになって、トータルで8,100万ほどの追加交付ということになっているのが、今回の増分でございます。

後半の基準財政需要額と収入額の関係ですけれども、端的に基準財政需要額から収入額を引いたのが普通交付税で対象になると、交付はちょっと若干減らされる部分もありますけれども、なっていると、そちらの比率がいわゆる財政力指数ということになります。であって、

一般的に、この頃ですと財政力指数が3か年平均になるんですが、0.47、以前私の記憶ですと0.51とかなってきているという現象、現象といふかなってきている状況において、基準財政需要額と収入額の関係からやると、需要額が増えているのか、収入額が減っているのかということにはなるかと思うんですが、おおむね0.5ぐらいの推移で来ているという中で、国も今回、補正予算、国の税収が増えているということで追加交付になっていますが、あと毎年、単位費用とかいろんなケースが見直しされて、一時、14億、15億ぐらいの交付税ということで、毎年減らされている時期もありましたが、今回、国の増収並びにコロナの状況、物価の高騰状況ということで交付税が増額になっていると。今回、2次で補正した分の残りについても、令和5年度にちょっと一部使うということで、予算の話になりますけれども、交付税も増額で予算措置をしている状況にもあります。

そのようなことを踏まえると、一概にはちょっと言えないんですけども、非常に、2分の1ぐらいが本町としては普通交付税に頼っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ご丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございます。

次なんですけれども、7月の大雨の関係で被災した方々がおられたということもあって。この歳入6ページで、住宅応急修理事業負担金1,144万4,000円の減額とあります。また、災害援護資金の貸付金などもたしか4,000万、4,500万ぐらいの減額になっているんですが、この辺の予算づけの見通し、今回の減額ということの関係内容についてお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） すみません。最初に、歳入の災害援護資金貸付金の4,500万円補正減の内容ですが、当初予算の見積りにつきまして半壊以上250万円を一応基準としまして、250万円の19件ということで4,250万を当初予算として上げておりました。なお、マイナス補正の根拠なんですけれども、実際今回申請決定件数が1件で250万円と相なりましたので、4,250万の当初予算から、250万円貸付金額を引き、今回の補正予算額としております。県の申請期限が令和4年度11月30日で終了のためということもございまして、こういった結果になっています。これ7月の大雨災害の内容で結構でございます。

まだ歳出に行くと、少し住宅応急修理制度も関わってくるんですけども、住宅応急修理制度は基準は災害救助法に基づく住宅応急修理ということで、一応半壊以上の方が対象になっ

ておりました。ただし、見積もったところでは、まだ災害判定が見通し、まだ半分なところでしたので、19件の半壊を基準として、半壊が65万5,000円が上限となっていますので、19件の65万5,000円で1,244万5,000円を補正予算で上げさせていただきました。実際、申請あって確定したのはと申しますと、4件で100万430円というような確定額に至りましたので、今回補正予算で減額しており、申請期限はと申しますと、これは年を超えて令和5年1月15日に申請期限をもって終了とさせていただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。今野議員。

○10番（今野 章君） 応急修理手当は。

○議長（色川晴夫君） 手当。（「いいです、分かりました」の声あり）よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第10号令和4年度一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時でございます。よろしく申し上げます。

午後 0時10分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

---

号)

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第11号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議案第11号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第12号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第12号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第12号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第13号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長(色川晴夫君) 日程第15、議案第13号令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第13号令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第14号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)

○議長(色川晴夫君) 日程第16、議案第14号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕、

○議長(色川晴夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって議案第14号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17 議案第15号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第15号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 今回の補正で、松島区と北小泉区が特別会計からなくなると、こういうことなんですが、残された高城区と幡谷区だったかな、残るかと思うんですが、これの閉鎖時期等についての区との話合いといいますかね、進捗状況といいますか、その辺どうなっているのかということと、次回、区有財産の議案が提案されてくるんだと思うんですが、その場合に、この松島区がなくなった上で、区有財産の特別会計の名称。このままでよいものなのかどうか、その辺はいかがなものかということで、2つお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず今回、北小泉区と松島区が特別会計閉鎖して一般会計と、昨年度、議会の議決をいただきましたけれども、手樽区と初原区を閉鎖ということで、残りの区については幡谷区と高城区ということになっているところでございます。

以前にもご説明してはいますが、高城区等についても、大きい松島区が廃止ということであればそちらで賛同しますというご意見は、以前にいただいておりますので、じゃ、ちょっと1回、担当が区長さんとも話はしているようですけれども、町の流れとしては1年間に2個ずつということを進めてきましたので、来年度このような4区も閉鎖になっているという事実、実情を踏まえて、高城区及び初原区とまた再度協議しながら、令和5年度末で特別会計の条例を廃止というふうに進めていきたいと考えているところでございます。

また、名称ということでございますけれども、現在の条例の中では松島区外区有財産特別会計ということで、特別会計について条例で定められている状況でございます。こちらの条例につきましては、条例見ると39年ですか。ということで、数えると私の生まれる前なんですけれども、もう60年近くもこの条例によって、各区の財産の管理とか運営ということで担ってきた特別会計であるということで、私は認識しているところでございます。

今回、先ほど同じような答弁なりますけれども、昨年度2区廃止と、今年度2区廃止と、来

年度2区廃止ということで、来年度は松島区というのは確かになくなるかもしれませんが、これまでの長い特別会計の関係と、長い歴史もあるという中であくまでも条例とか特別会計の名称は松島区ですけれども、来年度なくなるということで条例の条項については、特に松島区、何々区とうたっていないで、町の町内の区有財産ということになっていますので、そちらで来年度廃止というふうに進めていきたいと町は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。なかなかこういう財産区を持っている自治体というのは、全国でも本当に珍しいものだったということで、私が議員になった頃で多分二、三しかなかったのではないかなと、こう思っております。今、どうなっているか分かりませんが、いよいよ松島でもよその自治体と同じように、財産区じゃなくて一般会計で全体を見ていくということになるということでございます。

私も議員になった頃から、この財産区は一般会計の中で見るとべきなんではないのかというお話をしてきた経緯もあったので、こうなったことがかえってよかったのかなと思っております。来年度で全廃ということになるということでありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第15号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案16号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第16号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算

(第5号)を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第16号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第17号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(色川晴夫君) 日程第19、議案第17号令和4年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第17号令和4年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第18号から日程第28、議案第26号までは、令和5年度各種会計予算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。質疑についても一括で行い

たいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

- 
- 
- |       |        |                        |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第20 | 議案第18号 | 令和5年度松島町一般会計予算         |
| 日程第21 | 議案第19号 | 令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算   |
| 日程第22 | 議案第20号 | 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和5年度介護保険特別会計予算        |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第23号 | 令和5年度観瀾亭等特別会計予算        |
| 日程第26 | 議案第24号 | 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第25号 | 令和5年度松島町水道事業特別会計予算     |
| 日程第28 | 議案第26号 | 令和5年度松島町下水道事業会計予算      |

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第18号から日程第28、議案第26号までは既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに総括質疑を行います。質問者は、質問席に登壇の上、質問願います。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。それでは一般質問に続いて、総括質疑のトップバッターで務めさせていただきたいと思います。お昼に、びっくりするほど大盛りのかつ丼を食べてまいりましたので、張り切って総括質疑をさせていただければと思っております。

細かい部分の審査分科会において行われますので、総括質疑本来の趣旨にのっとり、施政方針や予算編成方針について質問していきたいと思っております。細かい部分の予算審査分科会でとお話ししましたが、私が所属する分科会が担当していない部分などに関しては、こちらでちょっと触れさせていただくこともありますが、その辺はご了承いただければと思います。

まずは、施政方針の中でも大きな割合で触れられていた移住定住についてでございます。言葉では移住定住となっておりますが、移住のほうにちょっと重きを置いているのかなというところを感じたんですが、その辺に関して割合的なものも含めて、どういうお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 移住定住の割合等については担当課長から答弁させたいと思いますけれども、どちらにスタンスを置いているんだということであれば、両方に同じようにスタンスは置いているんですけれども、移住に対する予算等も今回上げておりますけれども、そういった内容で少し目立つのかなと思っています。ただ、定住に関しても、これは力を入れていないわけではなくて、こういったことについてももしっかり取り組んでいかなければならないということで、肝に銘じておりますので、それはどの辺のところはどういう形でと言われると、いろいろこれからの話の中で出てくるかもしれませんけれども、そういった内容で考えております。考え方としては同じでございます。数値的なものは課長から答弁します。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 移住に重きを置いているように見えるというようなご質問だと思います。町の移住定住の施策に関する取組といたしましては、どちらがどちらというわけではなく、移住も大事、定住も大事だということで考えているところでございます。国や県からの様々な支援をいただきながら移住施策を進めてまいりますし、新たに過疎地域の指定も受けましたことから、定住についての考え方もこれから広げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。私も、どちらも両輪として大事だなというところはもちろんあるんですけれども、移住のきっかけというか、後押しとなるのが多分、今、実際住んでいる方のこんなところいいよとか、そういった言葉かなというところは思ったりもするんですけれども、もともと松島に生まれ育った方々に長く住んでいただけるような、例えば数字ありましたけれども、町から転出した353人の方ですか、その数をもうちょっと抑えられるような事業があってもいいのかなと思ったんですが、その辺の考えと、実際もしそういったものがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町からの転出者を少なくする手法といたしましては、今年、実施いたしました定住を促すようなリフォームかと思えます。これについては今後国からの支援策、施策の動向も注視しながら、より町民が長く松島に暮らしていただけるような事業をつくってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 移住定住、移住していただけることで税収が上がるところが、大きな目標とか目的というところはもちろん分かるんですが、例えば松島に移住する方が増えて、人口の社会増が大幅なプラスになりましたとなったとして、こちら辺は正確な数字を算出するというのは難しいと思うんですが、1人当たり移住するとどれくらい税収が増える見込みなのかなとかと、もし分かれば教えていただきたいなと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） すみません。家族構成であったりとか、あとは勤務状態でも変わりますので、正確な数字というのはつかんでいないところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 予算説明書で見ると、個人の町民税が4億8,000万円で前年から1,800万ぐらい上がっているんで、これ単純に計算できるわけじゃないと思うんですが、自然増が31人というところだったので、それで割ると大体60万円弱ぐらいかなとかって思ったんですが、そういった単純なものでもないと思うんですけれども、そういったものがある程度分かっていたほうが推進していくのにいいのかなと思いましたので、ちょっと聞いてみました。

それで移住定住を後押しする施策として、出会いの場のサポートや新婚世帯の応援事業に取り組んでいくというところ、記載がありました。結婚のタイミングが移住定住をきっかけになるというのは、もちろん私も賛成なんですけど、だからこそこでパートナーシップだったりファミリーシップ制度の導入も、併せて検討してもいいんじゃないかなというところがあるんですけれども、その辺に関してはどういったお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、パートナーシップについては課長から答弁させるとして、昔、今、数字、ちょっとぼんと出てこなくなってもう忘れちゃったんですけども、それだけもうコロナで観光客が来なくなったのであれですけども、昔、観光客が松島に何人来ると人口1人当たりと同じぐらいだという数字があったんですけども、そのときは観光客の方々の消費も結構あったと思うんです。お土産買う方も結構いただろうし、そういうことでちょっと今は当てはまらないかもしれませんが、そういうことで例えたこともあったと。

それから、松島の人口をずっと見てもらうと分かるんですが、確かに亡くなる方がどうしても多いので、生まれてくる方よりも亡くなる方のほうが数段的に多いので、自然減が多いん

ですけれども、ただ社会増となったときに、これは松島の世帯数ですよ。世帯数に関しては逆に減っていないと。そう増えているわけじゃないですけれども、逆にプラス幾つ幾つという数字が出ていると思うんです。ですから、その1世帯当たりの住んでる方々の人数が減ってきていて、減ってきている。だから、空き家も多分多いんだと思います。そういったところに町はてこ入れをしなくちゃならないということで、空き家対策とか何かやっているわけですけれども、ただあと社会増でやってきた場合、働く世代の方々が町に移住なり定住なりしていただければ、そういう税というのものにも反映されてくるだろうし、それが私以上ぐらいの年になって松島に住んで、少し景観のいいところで余生を、釣りとか、ここは割とレジャーが、海にしてもゴルフにしてもいろいろレジャーが身近で楽しめる場所なので、今の人たちはどうか分からないけれども、昔は松島というのはそういう面で、出張して東京からこちらに来たときに、大変いいところだという話を聞いたことがあります。ですから、そういったことで、実家に戻ってこれから暮らすかという方も増えているかもしれませんし、それが駄目だということじゃなくて、そういった方々と町がマッチングして、やっぱりやっていく必要もあると。こういったことを総合的に考えて、まちづくりやっつけていかなくちゃならないとは思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。私も自然増減に関しては、少子高齢化の中で致し方ないかなというところがあるので、この社会増減というところで、ちょっと私も見てはいたんですが、すみません、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入の検討に関しては、どんな感じなのかというところを教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 移住定住施策に関しまして関連し、パートナーシップ、ファミリーシップについての考え方ということなんですけれども、令和5年度につきましては新たな若い、若年層を松島に呼び込みたいということの施策としまして、今回、出会いの場創出事業、あとは新婚応援事業ということに取り組んで、そこで家庭を築いていただいてそれを見届けながら、今後調査、検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 若い世代というと大体何歳から何歳ぐらいでとか、その結婚新婚世代ってどれくらいなのかと、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在考えておりますのが、20代から39歳までということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） また、先ほど町長のお話でもあったんですが、雇用される人が増えてというところではあったんですけども、施政方針にもありましたけれども、定住に寄与する施策として、イノベーションヒルズをはじめとした企業の誘致に取り組んでいるというところだったんですが、何社を誘致してそれによって雇用がどれくらい生まれて、そこから人口が何人くらい増えるのかなとかという、もし見込みだったり目標設定というのがあれば教えていただきたいかったです。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島の人口を考えていたときに、さっき、今、言われたイノベーションヒルズ構想等立ち上げてやっていきたいと、施政方針の中でも申し上げています。そのほかに、土地利用計画についてもこれまで品井沼駅前もやってきましたし、それから、こちらの今、あそこの名前何ていったっけ、紫神社の近くです、そこ。すみません、ちょっと地名出てこない。明神地区。そういったところの土地利用計画を立てて、そう進んではきていますけれども、ただその方向に進んでいるものの拍車がかからないというのは、町が悪いというのも確かに分かっておりますので、特に品井沼駅前等については、これからのどの時点でやるんだって言われると、ちょっと答えが厳しくなるときがあるかもしれませんけれども、あの地域を考えた場合には、やっぱり早め早めの手を打たないと駄目なのかなと思っています。

ですから、そういったことで、松島は、よく昔、議会から働く場がないんだ、働く場がないんだというお話がありました。ですから、サラリーマン系の方々がなかなかこの松島に来ないから人口増につながっていかないと。もう少し、働く場を近くに設けていないと駄目なのではないかというのが、議会からずっともう10年以上言われていることです。

それでいろんな施策がなってきて、いよいよここまで来ているので、イノベーションヒルズで、まだ少し時間かかりますけれども、ああいったところに、工場系になるのか、事業者によってはどういう系統になるかというのは実はあるわけですけども、今松島にも随分そのイノベーションヒルズに関しましては、問合せが相当数来ていますので、それらについて町としてしっかり対応していきたい。

ただ、これひとつ町の考え方で、排水が汚染につながるものについては、これはご遠慮願うということ、まず第一に挙げていますので、これは海の環境を守るという意味から、それを挙げております。それからそれ以外の下で、来ていただく企業さんとなるのかなとは思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 土地利用計画で品井沼のものも言われてしまったので、後ほど用意していたんですけども、先手を打たれたなという感じはするんですけども、すみません。例えばイノベーションヒルズだけに限って言えば、例えば何社ぐらい、いろんな業種にもよると思うんですが、何社ぐらい誘致してそこで、人口数は難しいと思うので、雇用数としてどれくらい見込んでるのかなとかというの、もし分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 大体、初原のイノベーションヒルズにつきましては計画面積、造成面積は54ヘクタールでございますが、土地利用としましては約28ヘクタールでございます。そちらの希望する企業の方がオーダーメイド方式で、うちの社は何ヘクタール欲しいんですというのに対して、うちは望みをかなえていこうという方式を取っています。したがって、28ヘクタールを何社で割るとかそういうのではなく、3でも5でも10でも、欲しければどうぞという形で、今お願いしているところでございます。大体、今約半分ぐらいの企業が、半分ぐらいの面積につきまして企業が立地の意向を示しているところでございます。その方々に聞きますと、大体雇用につきましても、数百から1,000ぐらいということの見込みでございます。これはあくまで見込みですので、確定値ではないということはお知りおき願えればと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。そうお話しいただいたように1,000人とかなれば、かなり活気が出るのかなというところではあるんですけども、あと雇用される方がそれだけ増えたとして住んでもらうためには、住居が必要となってくるわけですけども、町で行っている空き家バンクへの登録もなかなか進んでいないというところをお聞きしてはいたんですが、その部分の進んでない状況の確認と、住居確保に関してどういうお考えなのかというところもお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 空き家バンクについては進んでいないというか、一生懸命進めてはいるんだけど、思ったような数字が出てこない。先ほど、補正の中でも空き家の問題出ておりましたけれども、いざ提案しても、お客さんがちょっとと言う場合があるので、なかなか進まない。ただ、マッチングのためには職員が、休日行ってみたいというのであれば休日にしっかり対応して、俗に言う営業はやっているんですけども、なかなかそれが数字に上がってこないということは、確かにあるかと思います。

もう1つ、これは何ていうんですかね、老朽化しちゃって、空き家が朽ちてきているんですよ。それが空き家でどうですかって言われると、全部壊して建てられるかという問題が。その土地によっては建てられないところもある。そういったところもなかなかあって、うまく進まないのかなど。今後、企画で担当がやっておりますけれども、東京に行ってそういう空き家対策のこういうことがありますよという、実際セールスなんかも行ってはきているんですけども、今後数字につながるように、なおこれは継続して、こういうイノベーションもあるわけなので、並行してやっていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。一生懸命やっているというのは、もちろん私もお聞きはしていたんですが、なかなか、先ほど補正のところでもあったように、お店出したいというところ、方がいてもマッチングでさせられないというところがあったので、移住したいと思った方にもマッチングさせられないという状況が、ないようにだけしていただければなというところがありました。

あと、長期総合計画の実施計画の中で、ここはちょっと教えていただきたかったんですが、事業費がゼロであります、項目として記載されて、品井沼地区小さな拠点づくり事業というものがあったんですが、この辺のどういったものか教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは私の思いがそこに行っていて、思いだけはずっと言っているんですけども、予算に結びつけなくて申し訳ないんですが、さっき言った土地利用計画、品井沼駅前のお話をしました。やっぱり、これを進めるためには、まず道路をちゃんとやらないと駄目だという、先輩議員の方々からも言われましたし、実際それに取り組んでいかないと駄目だと思っています。それから、ちょうど世代が変わるときに来ていたときに、タイミングよくその話がまとまると、地域的に例えば、二、三件がそういう行動になると、があつと進むような気がするんですけども、なかなかまだそこまで進んでないというのが1つと、そ

れから品井沼駅前には大きな土地を所有している企業さんじゃないですけども企業みたいな、JAさんがいるということ、そういったことの土地利用でJAさんと一緒に考えられないかとか、そういったことを今、いろいろ考えています。

何で小さな拠点、早くつくらなくちゃならないかという、やっぱりこれは教育長さんなんかと話しているんだけど、第五小学校の問題が出てきている。第五小学校の問題は近々に、もう間近に来ているので、言葉だけ、いい言葉だけ並べておけばいいというものでもない。もうあるなしに、どうしますかというところに、このままいけばそういうところに来ちゃう可能性がある。そういったことで、やっぱりあそこをもう少しちょっと見直さないと駄目だと。それからもう1つは、駅の利用です。コロナ前とコロナ後では品井沼駅の利用客が大分変わってきている、減ってきているという話を聞いていますので、そういったところでもう少しあそこの土地利用も含めて、再度考えていくと。そういう意味でブロック的なもので小さな拠点と使いました。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。私も精いっぱい協力はさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

続いてなんですけれども、施政方針の中で様々な部分で民間資金の活用だったり、民間の活力を導入だったり事業者との協力などありました。先ほどの移住定住の話でも、パートナーシップとお話ししましたけれども、施政方針にも記載されているPPPですか、パブリックプライベートパートナーシップ。それとあとPFIとかという言葉、最近よく耳にするようになったんですが、私も詳しくは勉強不足で分かっていないんですが、PFIなんかの場合ですと公共サービスの提供を民間主導で行うような形ではあるわけですが、具体的に施設を最大限に有効活用しながら、あとは経費の縮減していくというところあったんですけども、どういったお考えなのか、詳しく教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、予算議会ですので、予算で今どのぐらいの予算が提示されて、それで一応町の財調はどのぐらいあってというのを示されているわけですから、町の懐事情も分かっているということでお聞きしていただいていると思っています。ですから、例えば町単独でやるが上には相当数の費用がかかる、例えば、初原イノベーションも、いや、町でやりますと言ったって、造成までじゃあ町でできるのかという、とてもじゃないけれども、町の年間予算を全部つぎ込んでも、できるかできないかということなので、それぐらいの金が

やっぱり出てくると、やっぱり民間の業者さんと手を組んで、しっかり物を作っていく必要がある。

そういったことで、民間の活力というのはやっぱりしっかり町として共有をして、やっていかないと駄目だというのは、民間って言っちゃ言葉悪いんですけども、松島海岸駅にしてもそうだし、それから認定こども園も社協さんと一緒にやったのもそうだろうし、大体町とすればタッグ組んでやってきているということで、町の一般経費を少しでも抑えながら事業をやっているというのがこれまでの現状です。それを見える形にしてきているというのが今の取組なので、今後もやっぱりそういったやり方を常に頭の中に入れて、これは民間を使って投入するというとき、あそこにまた走って行ってその方々とお話合いをして前へ進めていくと、こういったやり方になってくるかなとは思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。これの中ですと、公共サービス提供、民間主導でということもあったので、民間主導にしてしまうとサービスの低下なんかも心配だなというところはあるんですが、その辺はもちろんタッグを組んでしっかり密にということはもちろん分かるんですが、その辺のサービスの低下を防ぐためのリスクヘッジとか何か、その辺もしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この定例会では議題にならないかもしれませんが、いずれ1年後のこの議会には私、どうなるか分からない。別にしておいても。町とすればもういよいよ町営バス、どうするんだという話が出てきます。ですから、町営バスがもうドライバーが今年も何とかもう1年頼むと言って、ドライバーをお願いしている。やっぱり、ある程度高齢化になってくると、やっぱりドライバーもきつくなってきているようなので、ドライバー不足がやっぱりなってくる。そうすると、やっぱりそういったものを抱えている事業所と、町がタッグを組んでいく必要がある。そのときに、町はもう一切関わらないというのでは駄目だと思う。町はしっかりそこで関わっていきますよということでないで、民間の人たちもうまくいかないと思います。そこは予算だけじゃなくて、権利から何から全部移譲するのではなくて、しっかりした対応を取っていく。

これは今、バスのことを言いましたけれども、バス以外のことで町で全部やっているものが多々ありますけれども、そういったものに関しましても、指定管理者のようにしっかりと話合いをしながら、進めて取り組んでいく必要があると思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 次なんですけど、こちらも施政方針の中にあっただけなんですけれども、令和10年に100周年の節目を迎えるというところで、町史の編さん事業に取り組んでいくというところだったんですけど、もちろんこれ次世代に継承していくための取組として、個人的には大賛成なんですけれども、こちらは、紙だけで作られるのかなというところ、例えば動画だったりとか、例えば読みやすい子供たちのために漫画で作ったりとか、そういったものを検討しているのかなあとかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 内容については、はっきり言って何も考えていないというのはあれですけども、とにかく100年になる年に、こういった節目のときにはしっかりやっつけていかないと、後で記録に残らないとなってしまうなど。そこでいろいろ調べたら、にかほどの交流がちょうど40年と。100年重なるという年もあっただろうから、ですからそういったことでそのイベントの幅が広がっていくかもしれませんけれども、イベントはこういったイベントしますよ、こういったものを出しますよということは、まだしっかり考えていないし、これからだと思っています。それらを、100年史を作るが上にも新たな室を設けて、しっかりと検討させていきたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。松島町史はぜひ、私も楽しみにはしているんですけども、せっかく作るんであれば多くの方に見てもらえるようなものにしていただけたらなというところでした。

あとは続いてなんですけど、保健福祉センターを大規模改修工事に着手するというところで、施政方針にも書いていたんですけど、私が以前一般質問でも提案させていただいた相談窓口の一本化というところなんですけれども、そういったところに関して何か検討とかしていただいたのかなとかと思ったんですけども、その辺お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 施設の中に相談窓口の一本化とか、そういった考えについては、現在の考えで担当課長から答弁させていただきます。

今回のどんぐりは、年数がやはりそこに来たと。いろいろこれまで調べさせていただいて、いろいろやってきたんですけども、やっぱり本体部分、それから配管の部分、いろんな部分がもう老朽化してきているということで、大規模改修しないと駄目だと。これはずっとこ

れまで三、四年ずっと取り組んできて、どういう方針でやったらいいんだというのは、計画は立ててはきたんですけども、ここに来て今年から3年ということで3か年事業で、四億二、三千万円だったかな。5億円弱ですか。4億9,700万円だと思うんです。たしかそのぐらいの予算をかけてやっていこうかと思っていますし、具体的なその事業年度の取組等については、予算の中で聞いてもらったとして、窓口対応等の考えは今、課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 建物は大分傷んできているので、これから3年をかけて大分直させていただく計画となっておりますが、中身はがたが来ないように、これからも気をつけていかなければいけないと思っておりますので、かねてよりお話をいただいております総合相談窓口ということについては、そんなに画期的に変わってはおりませんが、職員も増えたり減ったりしておりますし、新しい職員も増えている中で、保健福祉センターできちんとワンストップで相談ができるような心構えとしては、みんな話し合っているつもりでございますので、今後もそういった気持ちを忘れずにやっていこうと思います。

また、特に今後は庁舎内、それから関係機関とのそういう連携も密にしながらというのはより一層必要になってまいります。介護保険のサービス事業者も、コロナ禍でなかなかちょっと立ち行かない部分もありまして、ちょっとサービスが停滞している部分もありましたが、これから研修会、会議なども経まして、その辺情報を共有しながらいろんな情報については、同じような考えを持って住民の方に対応するというので、どこに行ってもどんな質問にも答えられるような、そういう体制でまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。いろいろとご検討いただきながらというところで、サービスが低下しないように、相談に来た方がお池にはまってさあ大変にならないようにというところで今、どんぐりとかけたんですが、あまり伝わらなかったようだったんですけども、すみません。今、齊藤課長にご答弁いただいたので、ちょっとここも併せてというところなんですが、フレイル予防に重点を置いた事業を実施するというところで、施政方針にも記載あったんですが、この文言の何行か後にも、介護予防教室参加条件を見据えながらというところで書いてあったんですけども、その中で現在どのような状況でどのように判断して、5年度に実施するフレイル予防事業というのはどういったものがあるのかというところ、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今時点でのフレイル予防については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） では、フレイル予防なんですけど、コロナ禍におきましては、介護予防の教室ものがほとんどできない状況でありまして、それは今後どうしていくかということにつきましては5年度の予算の中で、今度新たに長寿健康対策費という目を設定いたしまして、こちらは後期高齢者を対象とした介護予防の事業と、それから保健福祉センターで行ってこられた保健事業と一体化させて行うというような目的を持って、主には高齢者の方々に対する働きかけをしていくというような事業になっております。

これも予算委員会の中で特別委員会の中で、詳細は説明させていただく予定とはなっておりますが、いろんな担当が行っていった、同じような目的でやっているその事業を、高齢者の方々に対して一体化で進めていくというような事業になっております。例えば、検診もそうなんですけれども、介護予防の教室の中で、今までだったら保健福祉センターの保健事業で、体操とか口の中のこととか、それから栄養なんかの教室を別に設けていたものを、介護予防教室の場に行ってそれをやっつけていこうというような新たな事業となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。さらに、細かい詳細は特別委員会というところでよろしくお願ひします。あと、また施政方針の中で言いますと、危険箇所にはカーブミラーを設置というところであるというところで、交通安全施設の充実を図っていくというところで記載はあったんですが、現在町で把握している町内の危険箇所というのは何か所ぐらいあるのかということと、万が一町民が危険箇所を見つけたときに町へ報告する手段だったりとか、どういったものがあるのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今言われた細かい数字については、もし担当課で分かればお答えしたいと思いますが、もし分かれば審査でお願いしたいと思いますが、まずカーブミラー、危険な箇所については対応としては、地区から要望ある場合、それから事前に職員は確認しております随時点検している場合と、両方あります。で、今現在は総務課でそういう相談に乗る場合、それから道路管理者、建設課です、あと農水サイドで現場行ったときとかありますけれども、そういうサイドでここどうなんだという話を受けて対応すると。ですから、窓口的にはどっちかというところ、総務課とあとハード的なポジションの担当課で今現在対応してい

ると。ここではカーブミラー、毎年は白線とか、そういう話もあるわけでありましてけれども、基本的に今回はカーブミラーを重視しながら対応していこうという基本的な考え方でありませぬ。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。今、副町長のお話にもご説明にもあったんですが、もう窓口が3つに分かれているというところがありますので、そういったところを考えると、防災アプリでも使われているようなスマホで撮影して写真を送れたりとか、位置情報を送れたりするようなものがあれば、気軽にというか、効率よく情報が集められて、町民の方が事故に遭遇する確率も効果的に下げられるかなというところがあるんですが、例えばそういったアプリだったりとかシステムの導入というのは、もしあればお願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） アプリという言い方は正解かどうか。写真で実際現場のほうから区長さんでも、行政センターでも、直接あの写真撮って、役場に写真撮ってここだという、今そういうだんだん流れになってきています。ただ、アプリというところまでは行っておりませぬけれども、情報の伝達がそういうふうに早く、写真見たらすぐ分かるというような感じで、スムーズに流れていくような感じでだんだんできております。これからもっともっとその辺はもっとスムーズにいけるように、検討していかなくちゃいけない要項であります、そういう取組の状況です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 引き続きよろしく申し上げます。

あともう少しだけ、質疑させていただきたいんですが、長期総合計画の中に、町内の農業について、安定的な農業経営のための農業生産基盤の整備、農業の担い手不足の解消を図る必要があると明記されているわけですが、その中で北部地区の農業競争力強化基盤整備事業というのは、今現在どのようになっているのか。進めたいと思っているのか。その辺をちょっとお伺いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 北部地区の基盤整備事業のことかと思っておりますけれども、今年度も予算には入っていませんけれども、ただ前にも高橋利典議員からも質問受けて、今現在に至っておりますけれども、松島町で基盤整備やっていないところは北部地区だけじゃないのかと言われていて、もう3年目ぐらいに入っています。ただ、正直申せば、農業委員会が2月にござい

ましたけれども、先月の委員会の席上で、農業委員の方々と町長の懇談という中で、農業委員さんの方から基盤整備についての今後の考え方と問われまして、正直答えたのは、今ちょっと踏ん切れない。予算を今すぐ投入することはちょっとできかねると。

それはやっぱりいろんな背景があって、まず1つは令和元年と3年に災害があったということ。雨水災害が令和元年台風、それから令和4年ですか、ごめんなさい、令和4年には雨災害ということで、災害が続いて起きているということ。そういったことで経費的なものがそちらに大分かかっているのがまず1つ、現状、町とすればあります。それから、ものにどうというタイミングでかかれるかというときに、今のコロナ禍でなかなか落ちつかない中で、町の税収が安定しない中でやるということは、さっき、農業委員の方々には全体的な費用とすれば約50億円ぐらいかかる。そのうちの10%とか10億円は町が用意しなくちゃならない。そういったことになってくると、今すぐ町がここから5年の計画でその金を投資して田んぼやれるかという、ちょっと令和5年度の予算には反映できなかったということを素直に申し上げました。

今後の北部地区の基盤整備等についても、もう1回見直しを令和5年度中にやりたいという話もしました。それは面積もさることながら、やるためには5年、10年、15年と継続して、そこで新しい後継者が来てやっていく状況をきちっと構築していく必要があります。ですから、そういったところまでちゃんと確認をして予算を投入しないと、相当数の予算でありますので、費用対効果がしっかりと上がるようにと担当課からも言われていますので、そこはしっかりとお話し合いをしてやっていきたい。ですから、いつからやるとかももうやらないとかという話じゃなくて、継続した考えでは頭の中ではあるんですけども、予算書になかなか数字が刻まれないということです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね。今お話もありましたけれども、10年前後の期間がかかるということなので、農業就業者の平均年齢もどンドンどンドンその分上がっている状況ではありますので、関係権利者の同意も98.28%ですかね、取れているというところで、なかなか着手できないというのは、もう一度確認ですが、予算さえあればというところで間違いなかったでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） パーセントの取り方も、当時のパーセントの取り方が、今、でもよかったのかなという、少しちょっと疑問はあります。ですから、そういった人たちが、再度もう

1回話し合ったときに、いや、今あれしていけば、屈託なく言わせていただくと、手樽の基盤整備と同じように地権者ゼロでやれるのではないかという、そんな話が出回ったみたいですが、果たして本当にそうなんだろうか。やっぱり、これまで東部地区、阿部元議長さんのところとか、そういったところは地権者の費用負担というのはチケット出てやってきた基盤整備だったんですけれども、またそういうことも考えられるので、そこでも98という数字が出てくるのか。そういった内容等の確認も、やっぱり令和5年度は、しっかりしてやっていく必要があるだろうと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） では、それも含めて見直しをしていただけるということで、よろしくお願ひします。

最後、1つでございます。この辺に関しても特別委員会でというところあるかもしれないんですが、私がちょっと分科会が違うものでちょっとお聞きさせていただければとは思いますが、認定こども園が間もなくスタートして、運営事業費として今年度は1億5,000万が計上されていると思うんですけれども、保育費、失礼しました、保育所費が人件費に管理運営費を合わせても、前年度から比べるとマイナス6,900万円となっていたので、単純に比べていいのかというところではないと思うんですが、これは私としてはイメージとしては、こども園がスタートするからもっと抑えられるかなとは思ったんですけれども、これは初年度だからなのか、今後減っていくのか。それとも、子供が減っていく中でも、継続的にこの8,000万円プラスになっているという状況なんです、これが続いていくのかというところがもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、数字で細かい数字的などところは担当課長でお答えするかもしれませんが、まず認定こども園の令和4年度までの事業の支出というのは、どちらかといったら、普通の町の負担ではなく、建設工事も負担しますと二億五、六千万ぐらい行ったかと思います。令和5年度については、単純な補助金のこども園を、これ県費と補助、また補助するわけですが、これ大体1億5,000万円。差額が、町負担が少なくなる。数字的には見えるわけですが、これはまず1つに職員の、職員と言いたいな、会計年度職員とか施設の管理費、例えば、海岸とか指摘があったとおり管理費の費用の問題、解体に入っていきますけれども、解体費用でその分ちょっと上乘せになってはいくわけですが、単純にこども園ということだけで見れば、町の経費負担は下がると。ちょっと5年度だけは

解体その他ちょっとありますので、ならずとほぼ同じぐらいの経費になるかなとは見てたりはしています。

ですから、あくまでも、令和4年度までは建設負担金等がある分ちょっと高くついている。5年度については、こども園の運営に伴う補助金分が1億5,000万円相当ですということで、その差額が、単純に言えば下がったよと、下がって経費負担が少なくなったということになります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 建設費が別だというのは、もちろん私も把握はしているんですが、認定こども園がスタートするに当たって保育所の数が少なくなったので、例えば1億5,000万円、認定こども園の運営事業費がかかるのであればその少なくなった分で、もうちょっと保育所費が下がるのかなと思ったんですが、その辺はイコールにはならないと思うんですけども、伝わるでしょうか。すみません。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 細かい数字は、今、安土課長、はじいているようなので。ただ、今副町長が言った保育所解体、磯崎保育所、海岸の保育所。これは令和5年度予算に4,800何がしと入っていると思います。そういったことを考えた数字を、先ほど副町長が申し上げたということでございます。また、何か細かい数字であれば担当課長から。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 項目立てだけの説明になるかと思うんですが、副町長と繰り返す答弁もあるかと思いますが、すみません。単純には、事項別明細書の57ページ、58ページに保育所が載っております。ここの中で見ますと、保育所が統合されたことに伴う解体費用と合わせて、保育所の自動水栓、自動水栓ついたものも生かそうという更新工事もあります。それがなくなればもっと下がるはずなんですけれども、認定こども園に対する施設型給付1億5,000万円については、同じく事項別明細書59ページの子育て支援事業費のほうに、施設型給付費として項目立てしております。ですから、保育所費と子育て支援事業費と分けて計上させていただいておりますので、単純に差引きが合わなかったのかなとちょっと推測されます。すみませんが、そのような状況です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。詳しくは分科会で、私が所属していませんので、そちらの分科会の皆さん、よろしく申し上げますということで、私の総括質疑、以上で終了します。

ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員の総括質疑、終了しました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開は15分再開といたします。2時15分再開といたします。

午後1時59分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

総括質疑継続でございますので、次、総括。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。初めて総括質疑に参加させていただきます。2点についてお伺いいたします。

1点目。自然と歴史に学び、豊かさを育み、広げるまちづくり、重点戦略、子育てについてお伺いいたします。学校教育に関する質問になります。3月1日の埼玉県戸田市の中学校侵入事件が発生し、不審者による殺人未遂の重大な事件が発生しました。大阪教育大附属池田小学校での児童殺人事件以降、学校保健安全法、危険危機管理マニュアル策定という形でされているとは思いますが、事件後どのような対策が取られたのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 3月1日、その前には、池田小学校、私も非常に認識しております。

そして残念な話だなと思いますが、最近何か簡単に人を殺したいと、1回殺人を起こしてみたいということで、そういう若者が増えてきているのに、非常に危機感を持ちます。

学校においてはすぐ校長会とかやりまして、それでもう一度ゼロから、不審者対応についての、何ていうんでしょうか、指示を出したところです。学校においてはさすまたとか、不審者が入ってきたときにぴっと鳴らしてセコムが来るような装置を入れておりますので、それによって、子供たちの安全安心の確保をします。そしてまた研修会等も先生方同士でやりますので、実際に不審者が来たよって少し現実的な、リアルなやつで子供たちに対して、どのような行動を取ったらいいのか練習をして、本番に備えるというのはもっとあれなんですけれども、練習のできないのは本番でもできないと思いますので、いろんな場面を捉えながらそういうような対応をしております。

また、学校内に入ってくるのもあるんですけども、学校外でも車に乗っていかないかとかというようなお話もありますし、あるいは連れていかれるというようなこともありますので、

それについてもいかのおすしや子ども110番というような形で、子供たちに何度となくお話ししているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 不審者対策が求められていると思います。小学校も中学校も正門に扉がなく、施錠できない状況、防犯カメラなどの設置も十分にされているのかお聞きします。いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） フェンス等で、池田小学校あたりの後に、ぐるぐる巻きにして入ってこないような形にした学校もありますが、校庭が生活道路のような学校もあって、一概にロックアウトできないという状態になっております。だからこそ、練習をして、うちの場合は校門に鍵がかかるという学校はございませんから、そういう意味では、校舎に入ったときに授業が始まる時には、校舎をロックをかけるというような形にしておりますので、校門からかけませんので、校舎に入ってからロックをかけるという習慣化になっておりますので、それで大丈夫かって言えば完全にとは言えませんが、そのような対応をしながら不審者、外からの侵入者に対して対応しているものです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。これからの学校の卒業行事、入学式、さらには新しくできる認定こども園の落成など、人の出入りが多くなることが予想されます。町内の学校や保育所、幼稚園、そして病院、老人施設など危機管理体制が非常に必要だと思われまます。再認識の上、指導と再取組の対応が求められていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 蜂谷管理監のほうで、いろんな対応を取られているものもありますけれども、それで全てが賄えるということじゃないと思っていますので、小中学校だけでなく、うちには松島高等学校もございまして、絶対的に弱者のところの防犯というものに関しましては、いろんな場面でそういう活動なされている防犯指導隊もいるだろうし、また地域の方々、そういった方々にも、声あるごとにいろんなお話し合いをしていきたいという思いまます。

あと今、安心安全メール等については蜂谷管理監からから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 近年、不審者の情報が多くなってきておりまして、先ほど町長が申しあげましたように地域の防犯指導隊等とも連携は深く密にしておりますけれども、なおできるだけ早い段階で、情報が入ったら安全安心メール、SNS等を活用しまして、情報をいち早く町民に伝えていくというようなことで、現在取り組んでいるところです。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。引き続き、子供たち、住民が安心して生活できる安心安全なまちづくりに心がけていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

2つ目、心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり。松島町の総合長期計画の中に、町内の道路は国道45号を中心に、観光、物流、生活などあらゆる交通が流入して、交通混雑の緩和が長年の課題になって久しく経過しております。今後の課題として、初原バイパスの早期完成を目指し、国県、周辺市町と連携を図りながら、総合的な道路ネットワークを形成していく必要があると明記されております。

昨年10月に、国道45号、松島海岸地区の渋滞解消の取組として、交通社会実験が実施されました。瑞巖寺五大堂前の歩行者天国でのにぎわいなど道路空間を利用して、大きく取り上げられ、町内の方たちの協力でいろいろな企画がされ盛り上がったこと、報告されております。しかし、海岸地区、そして迂回路の渋滞対策について報告がされておりました。実験、検証の結果はどのような形で報告されているのでしょうか。実施自治体の松島町交通社会実験協議会の検証は進んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 昨年10月28から29、30と3日間、国道45号松島海岸エリアを通行止めにしてやった社会実験のことかと思っておりますけれども、検証については、その後1月に、実は協議会を初めて開催して、データの収集に当たっております。いろんなところで、社会実験の3日間のところの中でポイントをいろいろ絞って、車の台数とか駐車場の台数とか、人の出入り、それから混雑の状況、それから迂回路等の状況、こういったものを全て数字に表して、1月にそういった報告がなされております。

実は、この3月に、また県とお話をすることになっているんですけれども、これは議会終わった後の週になっておりますけれども、その週に一応今年の令和5年度としての基本的な考え方が、県から私たちにも示されて、それでいろんな協議がなされる運びとなっております。今、言われているのは、まだ確定ではございませんけれども、去年は金土日とやりま

したけれども、今年はいつの時点になるかまだはっきり言えませんが、期間は2日間ぐらいにしようかということで、今、調整を図っております。時間帯なものについては10時から3時ということで、変わらない時間帯でやろうかと思っております。

これも、実は子供たちのタウンミーティングやったときに、第一小学校の子供たちから、ぜひあれは、歩行者天国をどんどんやってほしいという声も出ておりましたけれども、子供たちもこの交通量の多いということ、それからトラック等が多いということに関しては、大変関心を持っているんだなということ、改めて分かりましたけれども、今後こういった車両の解消に向けて、あの社会実験を生かすという方向に行くと思います。それが初原バイパスもしくは利府街道、通称利府街道と言っていますけれども、利府街道の改修だったり、そういったものにつながっていきますし、私の口からあんまり超越してお話しするとうまくないかもしれませんが、知事本来が考えていたバイパス構想というのをしっかり町としても捉えて、国道45号の大型車両だけじゃなくて、できるだけあそこの方々は居住権と通行、それから観光等で来られる方々にぎわう車両であってほしいなというふうなことも考えながら、今後進めていきたい。

ただ、最終的にはこれから、今年令和5年に社会実験やったから、令和6年から何かの事業に取りかかるということでもないので、結構時間は要するかもしれませんが、それから1回、2回とやった社会実験の結果を、最終的には議会にもお示しをしますので、それで、町の考え方というの、また議会と議論をしながら検討も調整していきたい、このように思っております。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。私は、初原バイパスの現時点の終点の反町に住んでいる者として一日も早く、平成8年から計画して本当は平成24年に完成の予定という形で計画されていたもので、ぜひその45号の渋滞解消、何としても早期に考えていただきたい。今回の社会実験を受けて、細かな検証が進んでいるということだったので、ぜひ、迂回ルートを選択肢にも、三陸道の無料化とか、いろんなこともやっぱり考えるべきだと。そういう意味でも含めて、国道45号の渋滞を緩和していただきたい。そして、私のちょうど住んでいるところが東北本線のバイパス、ガードがあるんですが、年に何回か、こんなに荷物を積むような大きなトラックが通るのかと思うような車が年に何回か立ち往生をして、この間、ちょうど半年ほど前です。大きな工事をしてそのガードのところ、補修の工事があったんです

が、物流のトラックが本当に湯の原の前を通過して初原バイパス通過して、明神踏切のところだったり、私の住んでいる中学校の前のガード下へ引っかかったりというような形で、本当に大変な状況にあるということは、町ではご承知おきしていると思います。早急に求めるところでございます。

住民の生活を守ること。そして、住民や観光事業者の声も尊重して、早急に45号の慢性的な渋滞解消に努力していただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の総括が終わりました。

次に、5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。本日は、公立高校の入試ということで、何か知らないですけれども私も緊張して今日一日、受験生を応援する気持ちで親の気持ちで、今日、過ごしておりました。今日の総括質疑が長くならないように頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず、今回の総括に臨むに当たり、過去の施政方針と比べてみました。令和3年度は、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、賢い縮小、賢い支出に努めながら、効率的、効果的な行政財政運営を徹底する。令和4年度も、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、必要な投資を厳選しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を徹底し3年度同様、町民が将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島町の実現に向け、全力を尽くしていくということでありました。

そして、令和5年度は、コロナ禍や世界情勢の先行きが不安だが、少子高齢化と人口減少の進展に伴う将来の課題に対応し、生き生きと活動する町、持続可能な町、選ばれる町を目指し、長期総合計画に定めた重点施策等を着実に実施していきたいということでありました。今回、効率的かつ効果的な行財政運営の徹底というのはうたっておりませんでした。コロナ禍の大変な中、皆様のご努力により、徹底的な、効率的な、効果的な行財政運営の徹底が図られてきたと思っております。そういった中で、特に企画調整課の皆さん中心になって頑張っておられる皆様のご尽力の成果だと思います。企業誘致が次第に見えてきました。

これにつきましては後ほどお聞きしますが、さらに持続可能な町になるために、効率的かつ効果的な行財政運営と同時に、いかに税収を増やしていくか。こちらに関しては賛否両論あると思いますが、私は稼ぐ自治体を目指すべきと考えております。その中で、歳入を増やすために、以前の総括でも、ネーミングライツを導入したらどうかという話をしました。その際は、どういったものが松島で可能なのか探っていきたいという答弁がありましたが、宮城

県や仙台市では既に導入しており、去年は塩竈市で公園や道路施設で導入する、先月には女川町で、女川スタジアム公園で導入が決まったことで、少しでも税収を増やす方法としてはよいのではないかと思います。これに関しましてはまた別の機会にお伺いいたしまして、今回は、歳入という面でふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

ふるさと納税に関しましては、年々増加傾向にあり、コロナ禍によるステイホームで牛タンなどの食材の返礼品、そして松島ならではの宿泊券が人気だという話が以前あり、ポータルサイトを増やして、ふるさと納税に入り口を増やすことによる税収増が図られていると思っております。そこで、ふるさと納税に関する現状と、さらにポータルサイトを増やすなど、来年度に向けての考えを併せて伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 子供たちのタウンミーティングでも、ふるさと納税という話が出ていたけれども、やっぱりふるさと納税は、正直言って今どうなんだと言われれば、正直なところ、もう少し数字上がらないのかなという基本的には本音であります。何か周りのすごい、高額なところのお話だけ聞いていると、ちょっとまずいなあと、何か頑張らなくないなど。特に、例えば気仙沼とか、それから大河原とか角田とか、ああいったところの方々と話すると、桁が違うからもうやんだくなってくるんですね。言葉悪いんですけどもね。気仙沼なんか四十何億円って言っていました。大河原だって二十何億円でしょう。うちはやっぱりずっと横ばいなんだけれども、カキが不作だったり米が余りよくなかったり、いろんなことをしましたけれども、ふるさと納税のやっぱり返礼品の見直しなんかも、担当課で一生懸命やって考えてはいるんだけれども、それをなかなか納税をしてくれる方々までには届いていないかもしれません。ですから、まだふるさと納税に対する営業力は、もう少しギアアップしないと駄目だと考えております。

もう1つは、サイトを増やす考えはあるのかと。サイトを増やす考えは持っております。ですから昨年も増やしておりますけれども、そういったサイトを増やしながらか、できる限りふるさと納税を額の上積みをやっていききたい。5年度も取り組みたい。

それともう1つは企業版があるので、企業版については今、躍起になって営業して、あちこち歩いています、正直言って。歩いている結果が今の数字になっていますけれども、これは最低5年はやらないとまずいと、私自身思っていますので、限られた年度がありますので、その間でしっかりとした企業版ふるさと納税、こちらの額の上積みをする、町とすれば使い勝手が多くなるわけですから、そういったところと併せて、力を入れてやっていききたいと

思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 実は、次で企業版ふるさと納税を聞こうと思ったんですけども、先に町長に答弁されてしまいましたので、その前に実は昨年度136自治体で、ふるさと納税の返礼品や送料などの経費の総額が寄附額の5割以下としている国の基準を超えているという報道があったんですが、今後、運賃だったり上がったりする中で、こういった対応を町としてどう考えているのか。5割は超えていないと思うんですが、そういった対応、必要になってくると思うんです、今後。もちろんふるさと納税提供される方も、物価が上がってきてそういった金額も上がってくる中で、どう考えていらっしゃるのか。そこを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは今、コロナもあるんですけども、1つはロシアとウクライナの戦争によつての物価高騰がかなり、今年、令和4年度については影響出てきているのかなというのを、ニュースでは知っています。だって、卵やっているところのふるさと納税増えるわけですから。ただ、卵、じゃあ売って幾らのふるさと納税上がるんだというのと、そうそう買えるもんじゃないでしょうから、2ダースか3ダースぐらいなんだろうと思うんです。そうすると、金額にしてもさほど額にはならないんだと思うんだけど、ただそういった世の中の流れがそういうふうに向いて、一例としてそういったものを取り上げているんだろうと思うんです。

ですから、気仙沼はカニで上がっているようだし、それから大河原についてはアイリスオーヤマで上がっているようです。松島は、じゃあ何であげようかというのと、さっきネーミングライツという話もちょっと出ましたけれども、初原イノベーションのところ、一番いいところの一等地にそういう企業さんのものを持ってきて置けば、あそこの道路を通る方はそれを目にするので、そういったことで少しこれから営業の引き出しに使おうかなとは思っています。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 企業誘致も後ほど伺いますので、そのときにまたお聞きしたいと思いません。

次に、企業版ふるさと納税にちょっとお聞きをしたいと思います。施政方針でも、こちら触れておりました新たな財源確保に努めていきたいということで、ほかの自治体でも働きかけ

は行っておりますが、企業とすればやはり税制上の優遇措置を受けられるということはもちろん、企業による社会貢献やイメージアップにつながっていくと思います。

そのような中で1月に、七十七銀行が主催した企業版ふるさと納税マッチングイベントが開催され、民間企業130社の担当の方を前に、県内の13の市と町の首長が持ち時間10分の間に、震災伝承や子育てなど魅力ある地方創生プロジェクトをアピールしたという報道が取り上げてありました。その中で櫻井町長もプレゼンしている姿を拝見いたしました。事業者は興味を持った自治体と話し合いを進め寄附をするか決めるということで、実際この取組を通して、銀行から問合せが来ているという自治体があるという話を伺いました。当町で寄附いただいた企業の名称等をホームページに公開するというものでありましたが、こちら企業の希望もあると思うんですが、そこもまだ掲載されておりませんので、まずはその現状についてをお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 七十七銀行が主催で、初めてやったマッチングプロジェクトだったと聞いています。それで持ち時間がしっかり計られて、何分以内で壇上に上がって下りてくるまで何分って、ここにベルがあって8分たつとチーンとか、10分たつとチンチンでカットなんです。そんな内容でやらせていただきましたけれども、松島町としても初めてのイノベーションのことを公の前でしゃべったと、話をしたと。一番は関心を持って聞いてくれたのかなと思うのは、後々の東京セミナー、名古屋セミナー、企業誘致セミナーありましたけれども、そういったところにも波及してきたように感じたのは、あそこにはメガソーラーがあるんだと。メガソーラーとそこに来てくれる企業さんを、何か非常時にはつなげていきたい。それを、最初私分からなかったんだけど、マイクログリッドとかいう言葉があるんですけども、そういった話をちょっと入れてお話した中で、県内ではそういった取組をやっている事例がないので、企業とすればノーカーボンのことも考えれば、大変興味があったのかなと思っております。それから、現在の取組状況等については、課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 企業版ふるさと納税、議員がお話のありました1月18日に開催されました七十七銀行のマッチングイベントでは、本町櫻井町長におきまして、イノベーションヒルズで取り組んでいるマイクログリッド構想というのを発表していただきました。これは近隣のメガソーラーと、今回開発されるイノベーションを連携させて、電力についても地産地消迎えていきたいと思いますという新たな取組です。これは、県内はもちろんなんですけ

れども、全国でもほぼ例を見ないゼロカーボンを目指した工業団地の誘致ということで、当日は会場に130社、さらにはウェブで250社見ていた中での町長のプレゼン、非常に関心がありまして、最近ではもう毎日のように問合せがある状況でございます。

寄附の話もありますし、出資、さらには計画にも参画したいというありがたいお申出も来ているところでございます。

そういったところで企業の納税につきましては、それぞれの企業の決算のタイミングがあります。5月末、6月末、さらに9月末といった決算のタイミングで、今後納税を考えていきたいというお話をいただいているところでございます。取りあえず今、3月については1社、寄附したいというところでの申出があります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） いいですね、ゼロカーボンの誘致ですか。ぜひ、当町もやっぱりゼロカーボン、やっぱりね、進めていかなきゃないと改めて思いました。実は、仙台市さんで七十七銀行と、2021年度からですか、ふるさと納税の寄附金、納税に関する、推進に関する協定を結んだという報道も耳にしたんですが、こういった取組というのは当町では今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 仙台市は、青葉山でやっているイノベーションがありますけれども、そちらの関係で出資をしてくれる会社は、まだ足りていませんので、目標に。それで仙台市がそこの中に加わって、誘致団体の中に加わって、県と一緒にやっているという内容だけは把握しています。（「多分、課長が何か」の声あり）あとはいいですか。課長、大丈夫ですか。（「今、後ろで手挙げていたので、分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） ぜひ、今初めて聞く話もあって、なかなかいいなと思っておりました。先週の一般質問で、佐々木課長の答弁で、サテライトオフィスの企業誘致という話も、一般質問で出ていたんですが、加美町さんで同じようなこういうマッチングイベント出たときに、こういったマッチングイベントを通して加美町でサテライトオフィスが設置されたというお話もお聞きして、やっぱりそういった場に積極的に行く、やるほうは大変ですけども、そういった場を積極的に行くのも必要かなという思いがありました。ぜひこちらは、ぜひ、私は頑張ってくれとしか言えないんですが、町長、率先してそこは、今後とも頑張って

いただきたいと思います。

続きまして、企業誘致に関しましてです。先ほど、菅野議員の総括でもありましたが、オーダーメイドによる用地の取得ということで、28ヘクタールの半分の面積がもう立地の意向だということで、残りの半分以上を今後どういった企業誘致をしていくかという中で、昨今やはり電力高騰がありまして、それが各電力会社で、要は原発を再稼働しているか、しないかで、幅が全然違うという話もあった中で、全国的に考えると、やはり電力の高騰というのはやっぱり企業誘致にも今後とも、いろんな面がかかってくるのかなという思いがあります。

また県内の自治体、ほかのところで見えますと、雇用促進奨励金だったり上水道料金助成金とか、研修派遣奨励金とか様々なほかの助成金なんかも導入して一生懸命、企業誘致を図ろうということを行っているんですが、いずれにしても、財源がやはりかかるので、これをやれと、やってくれという話はないんですが、やはり残りの28の半分以上で14ヘクタールの分の企業誘致ですね。そこに対する考え方を、改めて櫻井町長にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 57ヘクタールのうちの今回供用する26ヘクタール、27かな。その差引き計算の残地について、工業用地になるということじゃないので、これ緑地帯になると。ですから、結構斜面も出てきますので、そういう緑地帯を設けた中での、あと道路も出てきます。そういったことで今、考えております。それ以上のことを今そこで、その面積を広げるといふことは、考えていませんし、また都市計の許可を取るときにもそういった内容で、面積でやっておりますので、それ以上のことはないのかなと思っています。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 面積、面積じゃないですけども、今後のそういった、私言いたいのは電気代が高騰している中で、ほかの自治体の様々なほかに補助金、助成金とか出しているという状況の中で、今後の企業誘致について町長の考えを、そういったものを新しく創設するだったり、予算も限られているのでそこは何とも言えないと思いますが、この考えというのをちょっと町長に伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これが実は、答弁難しいんですよ。何でかというとなんかやっぱり企業誘致するが上には、やっぱりその自治体その自治体で、こういうことをやるから来てくださいよ、こういうことをやるから来てくださいというお話が、どこもかしこもあるはずなんです、あります。宮城県の場合も、うちも、イノベーションヒルズも県に入っていましたから、

県で誘致してきていただいたところに関しましては、どの地域に来ててもこういうものについてはこういう奨励出しますよとか、そういったものはどこの工場、どちらのほうに来られても同じ内容で優遇されるようになっております。

あと、そこにもう1つ松島が、何かもう1つ加わらないのかということ、これ今、実際取り組んで、また相手方をお願いをしていることですので、何とも言えないというのが正直な感じで、はっきり言うと、令和7年で東日本大震災の事業関係に対する補助的なものは終わるんです。それを令和8年度までしてくれないかということで、実は松島はお願いしている。1年間延長してくれないかということで、石巻のほうに、宮城復興局をお願いをしたり、それから復興大臣、宮城から出たと思ってすぐに要望書を持って行って、行ってきたらすぐ辞められちゃったんだけど、それはそれとして、実はそういうことを、今、1年間の延長とか、そういったまずできることから、町としては取り組んでいます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。できることから取り組んでいくということで、誘致に関してはぜひとも頑張っていたきたいと思います。

続きまして、子育て支援についてお伺いするんですが、やはり施政方針にある選ばれる町を目指し、様々な施策を通して、移住定住にもつなげてほしいという思いがあります。当町では、定住促進事業補助金制度があり住宅取得に要した費用への補助、多くの方が活用されております。当町には、東北本線や仙石線が走っている中で7つの駅もあり、三陸道のインターチェンジもあるなど交通の便がよく、子ども医療費助成だったり保育所の一時預かり事業などもあり、自然豊かで子育てしやすい環境にあると思います。

先週の一般質問で、佐々木課長の答弁で若者世帯の移住を目指す中で、2つの事業について取り上げておりました。施政方針であります出会いサポート事業と、引っ越し費用の一部を助成する新婚世帯応援事業の2つ、取り組んでいることでこちらに関しては期待するところではありますが、出会いサポート事業に関しましては、10年以上商工会青年部で行っていたわけですが、来年度以降はもう実施しないということで、どういった出会いサポートに関して、どういうふうな取組があるのか。また、新婚世帯応援事業についてどのような取り組まれるのか。併せて2つをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） では、まず1つ目でございますが、出会いサポート事業についてでございます。これにつきましては令和3年度から、宮城県で事業着手しておりますA

I を活用しましたマッチング支援事業に賛同する形で、そちらの入会金と活動資金について町から支援をし、様々な婚活事業、運動を支援していこうと考えてございます。

それともう1つ、宮城県青年会議所で行っている活動についても、町から入会金と活動費について支援をしていきたいと。こちらにつきましては、本年度から町内で様々な講習会じゃなくて、相談会を行ってございます。それぞれの団体が、2つの団体が地域文化交流館で相談会を行っておりまして、既に町民の方が入会し活動を行っている方もおられます。中には保護者、お母さん、お父さんが直接相談に来て、うちの息子やというような形で相談していたケースもあります。令和5年度からは、そういった活動を町も後押ししていければなということで、事業に取り組んでまいります。

もう1つでございますが、こちらは今現在、定住促進事業補助金ということで、住宅取得をされる方に対して、永住者に対して支援を行ってございますが、中には賃貸の物件を借りる移住者もおられます。その方々が多くて、今回、これは国からの支援、国の令和4年度2次補正が宮城県が受けまして、県からの補助金ということで、令和5年度、事業化をするものでございます。20歳から39歳までの新婚世帯を対象に、本町へ移住定住の場を決めていただく方に対しまして、引っ越しにかかる費用であったり、移住定住に係る費用を支援していくというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 出会いサポートのほうで、先ほど令和3年度からAIを活用したマッチング事業ということで、令和3年度からということでこれについて成果、何か上がっていらっしゃるんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 少々お待ちください。こちらにつきましては、令和3年11月から令和4年11月まで、33組ゴールインしたということ、要は成婚に至っているというような実例でございます。本町でも既に10名程度の会員が登録されておりまして、今現在、鋭意活動中でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 結構成果が上がっているんですね。ちなみに、その10名の方は、ちょっと深く行き過ぎかな、どなたかお相手は見つかったものなんですかね。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） すみません。事務局からは松島で10名程度ということが、その数の報告はありますが、性別、年、どういった活動内容かについての報告は、うちで情報をいただけていない状況でございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 続きまして、新婚世帯応援事業ということで、こちらはが引っ越し費用というお話だったんですが、塩竈市さんなんかだと、結婚なされた方に5万円給付とかというのもあった、これはまた別の事業ということでよろしいですかね。そういった中で、実際引っ越し費用というのは、そういった方がいらっしゃるということでよろしいんですかね。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） これまで移住定住サポートですとか、県内のフェアに参加した段階で相談を受けていた、まだ20代なので家までは建てられないんですけれども松島に住みたいんだという相談がありまして、何かこういう仕組みつくれないかなということで、いろいろ県とかに相談しまして、こういった事業使えるんじゃないのというところで、県からの支援金、補助金いただけることになりましたので、町でやってみようということで、令和5年度から取り組んでいる事業でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 新婚世帯のサポート、ぜひとも今後ともしっかりしていただきたいと思います。そこで、本題というか、子育て支援についてちょっとお聞きしたいと思います。子育ての話の前に、出生者数が80万人を切ったということで、政府の異次元の少子化対策というのはどのようなものかちょっと分かりませんが、やっぱり早急な対策は必要かなという思いがあります。

一方で、財務省が国民の所得に占める税金や社会保険料などの負担の割合を示す国民負担率について、統計が始まった1970年度は24.3%、20年前の2002年度は35%、そして今年度は47.5%になる見込みだという発表があった中で、子育てしていくのは大変だなというものがありますが、その中でいかに子育て世代を支援していくかだというのが、課題であると思います。

施政方針で、当町においても本町に移住される方が増えているとのことで、大変喜ばしいで

すし、さらなる移住定住促進に努めていきたい、いただきたいという思いがありますが、子育て支援という中で、先ほども当町は交通の便がいいというお話をさせていただきましたが、あまり交通の便がよくないと思われる富谷市さんでは、団地がどんどん造成されて人口も増えていて、子育て支援もかなりの額を使われております。中でも、出産応援給付金だったり子育て応援給付金、どちらも1人当たり5万円。あそこは予算もお金もあるので、随分派手なことをなさっているなという思いがありますが、その中で、前回もお話しさせていただきましたが、子供を核にしたまちづくりとして子育て支援の5つの無料化を実施して、子育て世代の移住が増えているというお話をさせていただきました。来年度、子育て支援策や少子化対策を打ち出す自治体が増えており、千葉市では習い事や塾で使えるクーポンを助成する教育バウチャー事業だったり、県内だとまたちょっと違うんですが、村田町で延長保育時に英語やダンスを教えるという報道もありました。また、私も何年か前に一般質問で取り上げました公営塾、こちら丸森でも行うということで、政府の異次元少子化対策と相まって手厚い支援による自治体間競争になっているのかなという思いがあります。

施政方針では子育てに関して、認定こども園松島めぶきの森の開園に触れられていますが、開園に伴って町外へのアピールになります。その先を見据えて子育て世代の移住定住につながる今後の子育て支援策について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 子育て支援で、今、国でもいろいろ議論されておりますけれども、異次元の政策って言われても私ら、何を言われているのかさっぱり分かりませんが、まずはけれども、今の岸田内閣で子育てに関する予算を、どこかでどんと出したんだというお話だと思うんです。それも4月からこども家庭庁がスタートするので、そこで6月ぐらいの補正でしっかり対応していこうという考えなのかなとは思っております。

ですから、我々もしっかりそういったものについては引き出しをちゃんと持って、情報をキャッチして、今、割とコロナの臨時交付金と同じように予算が来る、決まれば来るのが早くなってきていますので、町民の方々への対応をしていきたいと思っています。

今、やっと議会のご支援もあって、認定こども園が4月1日からスタートしようということになっておりますけれども、これで子育てが全部終わったというわけじゃないので、改めて令和5年に子ども・子育て会議が立ち上げを、またいたしますので、その中で高城保育所の問題だったり雇用の問題だったり、これまで議会で示してきたことがどうなのかということの検証もしなくちゃならない。

やっぱり、園児がいての保育所であつたらうし、幼稚園だらうし、生徒がいての小学校なんだと。箱物があつたって、中に人がいなきゃどうにもならないので、ですからいろんな自治体で、新しい学校の建設というのは目立つかもしれないけれども、実は廃校にしてやっているとところも結構、今多いんですね。ですから、たった1人の卒業式とか、そういったものも今話題になっていると思うんです。

松島も、実はどうなんだと言ったときに、教育長とはその辺オープンに2人だけで、ああでもない、こうでもないというお話しは、させてもらっています。ですから、さつき菅野議員さんの総括にあつたけれども、第五幼稚園を考えた場合でも、あそこの地域の方々が躍起になって考えないことには、町だけで考えたってどうにもならない。まず、これが根底にあるんだけど、その町が考えていることが、何が後押しできるのかというのをしっかり捉えてやっていかないと、かみ合わない。これは、そうなっているんだなと思いますので、そういったことについて、しっかり今までのことをもう1回検証しながら前へ行きたい。

あの町に行くと、子育ては何かいいなあという、こういうママさんたちを通してのことが広がっていけば、おのずと町にはそういった子育て世代の方々が来てくれるかもしれませんし、そういう環境をしっかりとつくるということが大事です。それに向けて、一つ一つ着実にやっていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 今の町長の答弁で、やはり選ばれる町を目指していただきたいなという思いがあります。何回もこの議会でもありました給食費に関しては、無償化に関しましては、やはり私は国が面倒見てほしいなという思いがありますので、そこは櫻井町長が町村会の会長ですので、ぜひ国にも働きかけていただいて、やっぱり給食費の無償化、やっぱり羨ましいなと思う反面、やっぱり隣の自治体でやっていないとか、そういった違いがあるのはいかなものかと私は常々思っているのですが、ただ、そういった面があれば、ぜひとも町長によるしく願いますという思いがあります。

先ほど、選ばれる町という中で、私はやはり何回も、この町は英語教育だという話をさせていただいた中で、最後に英語教育についてちょっと触れさせて、久々に教育委員会のお話しするという感じが、何か新鮮でいいですね。最後、英語教育についてお話しさせて——なかなか最近、一般質問の教育触れられないので、ちょっと寂しく思ってたので、最後、英語教育に触れたいと思います。

私も議員になって6年目迎えるんですが、1回目の初めての一般質問を英語を取り上げさせ

ていただいて、そのたび節々に毎年必ずどこかでは、英語教育の話をさせていただいておりました。英語教育は、異文化理解やコミュニケーション力の向上など、これからのグローバル化社会にとって必要であり、外国人観光客が多い町観光地松島だからこそ、その環境を生かしてきたという話を、何度も話をさせていただいておりました。そして教育長の答弁で、松島の子供たちの学力上がっていると、先週お話がありました。やはり、それは子供たちの頑張りはもちろんなんです、先生方の授業力向上も図られているのではないかなという思いがあり、やはり英語教育に力を入れていて、そこに波及してほかの教科にもつながって、勝手な思いなんです、そう思っております。

当町において、英語に力を入れるべく2人のALTだったり、こども英語ガイド、そして昨年、台湾の小学生とオンライン交流など様々な取組を行ってきた中で、今年度から教育課程特例校制度を活用した子ども国際観光科が始まり、特色ある英語教育を展開していくこととなりました。これが、やはり私は子育て世代の移住定住の施策の1つになると思いき、今後も期待するところでもあります。施政方針に、特色ある英語教育を展開していくとありますので、今後の英語教育についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 英語教育は、どぎまぎしました。久しぶりの答弁なので。英語教育につきましては、順調に今やっているところなんです、英語で子供たちの可能性がまた広がるのではないかなという、杉原議員さんも思っていることと私も思っていること、同じかもしれません。英語の話す、スピーキングができれば、また違った人生を歩むことも可能ではないかなと思っております。ですから、うちで今やっている子ども国際観光科については、長崎県から聞かせてくださいというオファーがありました。それから鳥栖の教育委員会もありました。内外教育という教育雑誌からも、どういう内容かインタビューさせてくださいというお話がありました。

立ち上げはうまくいきました。これからは本当に英語が子供たちに定着するかというような段階に入っています。あまり、人事には触れられないんですけども、少しだけ言うと英語ができるという先生方を考えております、来年度も。そして英語を中心に学力を上げていくという感じで、ハンカチを持ち上げるとほかの部分も持ち上がるような形で、英語から引っ張っていかうと思っております。

もちろん、英語だけでは駄目なので、スピーキングで高校は入学できますかという、スピーキングの点数って正直言うとそんなに高くないんです。だから、しゃべれるからいい高校

に入れるというわけではないんですけれども、その辺のところも学力と両輪でやっていきたいなと思っています。そうですね。少しずつ。今までは、来年は、ALTと英語専科に任せていたところがあるんですが、来年からは、学担も入って一緒に英語をすると。1つは、学担だとあの子の性格はこういうんだよね、あの子はこうなんだよねとよく分かっていますので、任せないでとにかく学担も入って英語をやる。そして、学級担任が松島から出るときには、英語の授業しなくてならないわけで、松島にいるときはしなくていいのかという話にはなりませんので、県の教育まで私、努力する立場ではないんですけれども、外に松島から出たときには松島でこんな英語をやったから、広くつながればいいのかと思っています。

それからこの前の議会でも、教育長何か恐れ多いこと語っていたなと、少しでも学力が上がって英語が出て、ああ、いいな、松島に行ってみたいなってなればいいなと。何か微力なんですけど、どこまでやれるか分からないんですが、そういう志は持っていますので、ぜひ杉原議員さんなんかも、応援よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。ぜひとも私も、私なりに協力できることはぜひしたいんですが、もう1点だけこども英語ガイドなんですけど、昨年、動画撮影をしていた中で、やはり実際に交流というか、外国人観光客と交流、やっぱり実際、生の英語に触れるということが私は大事だと思っていて、もうそろそろ再開してもいいかなと思うんですが、そこをちょっとお聞きしたいです。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 英語ガイドだけじゃなくて、子ども国際観光の大きな目標は外国人ともしゃべることが可能だということで、そろそろコロナも収まってくるんじゃないかなと思いますので、もう1回再開させようと思っています。

もしできなければ、マーティンさんとブライアンさんを使いながらイングリッシュシャワーみたいな形で、教室で日本語を使わないというような形で何時間かやろうねと、この前マーティンと話しておりましたので、そういう形でネイティブな外国人とやり取りすることで、こういう言葉はよくないんだけど、有無を言わせずというのはあれなんですけれども、とにかくそういうような状況に追い詰めながら英語を。あまり追い詰めると、今度英語嫌いってなると困るんですけれども、そこはさじ加減よろしくやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。もう時間になってきたのもうやめますね。私は何度も言うんですが、ちょっと外れちゃうんですが、子供たちの頑張りをはかるのも英検だと思っていて、英検の補助に関して、毎回お話出しますが、なかなか予算の兼ね合いもあるので難しいという話は伺っているんですが、最近なかなか東松島でも補助を行うよという話も中で、それは答弁求めないんですが、ぜひ今後も来年、これからぜひそこは検討していただきたいと思いますし、あとは実際、ホームステイに行きたいという子も今後出てくると思うので、そういった子たちも何かしら支援だったりというのも今後、それも検討していただきたいと思います。

先ほど、教育長の答弁で、英語教育でほかの学科にもつながっているということで、やはり英語教育だけじゃなくて、日本人なので国語の勉強も、私一番国語苦手なんですけど、そういった勉強もしっかりとやった上で英語教育も大事だと思っているので、併せてこれに関して何か先生方に授業力向上だと言って、いろんなことをお願いするばかりなんですけど、そこはここに、せっかく松島で生まれ育った子供たちのために、そこはぜひ教育長、ハッパかけていただいて、ぜひそこはよろしくお願いします。

松島町では、ふるさと納税の話もさせていただいて、いろいろ話したんですがやはり松島のよさを生かしながら、英語教育の充実というのは、やはり町独自の施策を展開していくということが、施政方針にある選ばれる町につながっていくと思います。いろいろな財源の問題もあると思いますが、櫻井町長にはぜひとも松島の将来を描きながら、松島の未来を語っていただきながら、持続可能な町を目指すことで選ばれる町につながると思います。ぜひともご尽力いただくことをお願い申し上げまして、私の総括質疑とします。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。令和5年度各種会計予算に関する総括質疑は継続中ですが、本日3名の方が総括質疑行っていただきましたが、本日の会議、以上をもって閉じたいと思います。総括質疑は7日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、3月7日午前10時です。本日は大変ご苦労さまでした。

午後3時12分 散会